

「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日決定） 主要な取組 (令和4年5月20日現在)

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 · · · · · P. 5

 - サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底 〈警察庁〉
 - サイバー攻撃事案の厳正な取締り及び実態解明 〈警察庁〉
 - 「警察におけるサイバー戦略」の策定等 〈警察庁〉
 - サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上 〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉
 - 我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化 〈内閣官房〉
 - 各府省庁等対抗サイバーセキュリティ競技会の開催 〈内閣官房・総務省〉
 - 「サイバーセキュリティ戦略」の策定 〈内閣官房〉
 - サイバー空間におけるカウンターインテリジェンス機能の強化 〈内閣官房〉
 - サイバー防護分析装置等の整備 〈防衛省〉
 - サイバー空間における脅威等に関する情報収集・分析機能の強化 〈公安調査庁〉
 - コンピュータ・ウイルス対策の推進 〈警察庁〉
 - 不正アクセス対策の推進 〈警察庁・総務省〉
 - 日本版NCFTAの創設 〈警察庁〉
 - 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施 〈総務省〉
 - 國際連携による研究開発等の推進 〈総務省〉
 - 違法情報・有害情報対策の強化 〈警察庁・総務省〉
 - 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進 〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省〉
 - 通信履歴(ログ)の保存の在り方についての検討 〈警察庁・総務省〉
 - スマートフォンの安全利用のための環境整備 〈内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・経済産業省〉

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等 · · · P. 9

 - 官民一体となったテロに強い社会の実現 〈内閣官房・警察庁・総務省・消防庁・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - 東京2020大会を見据えたテロ対策等の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - G7伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進 〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - G20大阪サミット開催に向けたセキュリティの推進 〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省〉

業省・国土交通省・観光庁・海上保安庁・環境省・原子力規制庁・防衛省

- 原子力発電所等に対するテロ対策の強化 <内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省>
 - 個人の信頼性確認制度の導入 <原子力規制委員会>
 - 事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組 <原子力規制委員会>
 - 特定放射性同位元素に対する防護措置（セキュリティ対策）に関する取組 <原子力規制委員会・警察庁>
 - 国民保護共同訓練の充実強化 <内閣官房・警察庁・消防庁・防衛省>
 - 空港・港湾の警戒警備の強化 <国土交通省・海上保安庁>
 - 積荷情報を活用した水際取締りの強化 <財務省>
 - 乗客予約記録（PNR）の取得・活用の強化 <出入国在留管理庁・財務省>
 - 水際対策の推進 <出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・警察庁・海上保安庁>
 - 上陸審査時における顔画像照合の実施 <出入国在留管理庁>
 - FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化 <内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省>
 - 小型無人機対策の推進 <内閣官房・警察庁・文部科学省・国土交通省・防衛省・海上保安庁>
 - 国際テロ情報収集・集約体制等の強化 <内閣官房・警察庁・金融庁・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・防衛省>
 - 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化 <内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省>
 - 在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官及び警備対策官の体制強化 <警察庁・外務省・防衛省>
 - TRT-2の充実強化 <警察庁・外務省>
 - カウンターインテリジェンス機能の強化 <内閣官房・内閣法制局・内閣府・宮内庁・公正取引委員会・警察庁・個人情報保護委員会・カジノ管理委員会・金融庁・消費者庁・デジタル庁・復興庁・総務省・消防庁・法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省・防衛装備庁>
 - 特定秘密の保護に関する法律の的確な運用の確保 <内閣官房>
 - 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進 <外務省・財務省>
 - 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の開催と成果展開 <法務省・外務省>
 - 在外邦人保護のための情報発信 <外務省>
 - 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結 <警察庁・法務省・出入国在留管理庁・外務省>
 - 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化 <内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省>
 - 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進 <内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省>

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 P. 25

- #### ○ 「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえた再犯防止対策の推進 〈内閣官房・警察庁・総務省〉

省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・中小企業庁・国土交通省>

- 「地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援」<警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省>
- 高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化 <法務省>
- 少年非行対策の推進 <警察庁>
- 檢察庁・保護観察所・地域生活定着支援センターにおける起訴猶予処分者等に対する社会復帰支援の推進 <法務省・厚生労働省>
- 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化 <法務省>
- 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進 <法務省・厚生労働省・国土交通省>
- 就労支援の推進 <法務省・厚生労働省>
- 協力雇用主等に対する支援の推進 <法務省>
- 保護司制度の基盤強化 <総務省・法務省>
- 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進 <内閣官房・法務省>

4 社会を脅かす組織犯罪への対処 · · · · · P. 28

- 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進 <警察庁>
- 復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底 <警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省>
- 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底 <内閣府・経済産業省・国土交通省・環境省・法務省・環境省>
- 民間取引等からの暴力団排除の推進 <金融庁>
- 適格都道府県センターの認定 <警察庁>
- 薬物乱用防止対策の推進 <内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁>
- 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進 <内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁>
- 銃器対策の推進 <内閣官房・警察庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・農林水産省・環境省>
- 人身取引対策の推進 <内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・出入国在留管理庁・外務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁>
- 諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施 <警察庁・法務省・外務省>
- 國際組織犯罪対策の推進 <警察庁・法務省・海上保安庁・外務省>
- 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶 <環境省>
- 文化財の不法な輸出入等の規制等 <文部科学省>

5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 · · · · · P. 32

- 子供の性被害防止に係る対策の推進 <内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省>
- 児童虐待対策の推進 <厚生労働省>
- 学校安全推進事業<文部科学省>
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 <文部科学省>
- ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進 <内閣府・警察庁>

- 女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施 〈内閣府〉
- 性犯罪被害者等に対する支援 〈内閣府〉
- 若年層を対象とした性的な暴力に係る対策の推進 〈内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省〉
- いじめ問題への対応の強化 〈文部科学省〉
- 登下校時における子供の安全を確保するための対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〉
- 特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策の推進 〈警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省、その他各府省庁〉
- 生活経済事犯や特殊詐欺に悪用される犯罪インフラ対策の推進 〈警察庁〉
- 模倣品・海賊版対策の強化 〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省〉
- 悪質商法等に対する厳正な処分の実現 〈消費者庁〉
- 悪質商法等による消費者被害の防止 〈消費者庁〉
- 事業者の内部公益通報対応体制整備の強化 〈消費者庁〉
- 食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化 〈消費者庁〉
- 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援の推進 〈警察庁〉
- 性犯罪被害相談電話番号の統一化による被害者支援の推進 〈警察庁〉
- 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進 〈警察庁〉

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 P. 38

- 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進 〈出入国在留管理庁〉
- 「共生社会の実現」に向けた情報収集・分析機能の強化 〈公安調査庁〉

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 P. 39

- 地方警察官の増員等の人的基盤の強化 〈警察庁〉
- 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化 〈法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁〉
- 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備 〈警察庁・海上保安庁〉
- 治安関係施設の整備の推進 〈警察庁・法務省〉
- 重要無線通信妨害対策の推進 〈総務省〉
- 死因究明体制の強化 〈警察庁・厚生労働省・海上保安庁〉
- 客観的な証拠収集方法の整備 〈警察庁・法務省〉
- 犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化 〈警察庁〉
- 携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保 〈警察庁・総務省〉

1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

【サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底】<警察庁>

警察庁ではサイバー事案への対処能力の強化を図り、サイバー空間の安全・安心を確保するため、令和4年度の組織改正において、内部部局としてサイバー警察局を設置するとともに、関東管区警察局に重大サイバー事案の捜査等を行うサイバー特別捜査隊を設置した。また、3年のサイバー犯罪の検挙件数は12,209件となった。（（1-（1）-②）

【サイバー攻撃事案の厳正な取締り及び実態解明】<警察庁>

警察では、令和3年4月、レンタルサーバの不正契約事件に関して、中国共産党員の男を検挙し、本事件の捜査等を通じて、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等に対するサイバー攻撃事案について、一連のサイバー攻撃がTickと呼ばれるサイバー攻撃集団によって実行されたものであり、このTickの背景組織として中国人民解放軍が関与している可能性を明らかにするなど、サイバー攻撃事案の実態解明を推進している。（1-（1）-②）

【「警察におけるサイバー戦略」の策定等】<警察庁>

警察庁では、平成31年4月、サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤の強化のため、27年12月に策定した「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」を改定した。また、これまで警察においては、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」（27年9月策定、30年9月改定）に基づき、サイバー空間の脅威に関する諸対策を推進してきたところであるが、令和3年9月に「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）が策定されたことや、警察庁における組織改正を踏まえ、社会情勢の変化を見据えた取組を一層推進するため、4年4月、「警察におけるサイバー戦略」を策定・公表した。（1-（1）-②）

【サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上】<内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省>

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターにおいては、平成18年度から毎年度、重要インフラサービス障害への対応体制の強化を目的として、重要インフラ事業者及び所管省庁等が参加する分野横断的演習を実施しており、令和3年度には、参加者数4,769名の下で実施した。

総務省においては、平成25年度から、国の行政機関、重要インフラ事業者等を対象にした実践的なサイバー防御演習（CYDER）を実施している。28年度には、演習の実施主体を国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に変更し、地方公共団体等に対象を拡大した。29年4月には、NICTに「ナショナルサイバートレーニングセンター」を設置し、CYDERをはじめ、25歳以下のICT人材を対象とした若手セキュリティイノベーター育成プログラムである「SecHack365」を実施し、総合的にサイバーセキュリティ人材の育成に取り組んでいる。令和3年度、CYDERは全国47都道府県で全105回の演習を実施し、2,454名が受講した。

金融庁においては、平成28年度から毎年度、金融業界全体のインシデント対応能力の底上げを図ることを目的として、所管する金融業態（銀行、証券、保険、資金移動等）を対象としたサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）を実施しており、令和3年度には、金融機関150先が参加した。

外務省においては、国連における政府専門家会合（GGE）、オープンエンド作業部会（OEWG）において議論を主導している。また、悪意ある主体の行動を抑止し、国民の安全・権利を保障するため、国家の関与が疑われるものも含め、サイバー空間における脅威について、平素から同盟国・同志国と連

携し、3年7月、中国政府を背景に持つ可能性が高いサイバー攻撃グループによるサイバー攻撃や、中国人民解放軍を背景に持つサイバー攻撃グループが関与した可能性が高いサイバー攻撃について、断固非難するとともに、厳しく取り組んでいく旨の外務報道官談話を発出した。また、地域として今後取り組むべき信頼醸成措置等に関する議論をリードするとの観点から、平成29年8月から令和3年8月までの約4年間、マレーシア及びシンガポールと共にサイバーセキュリティに関するASEAN地域フォーラム（ARF）会期間会合の共同議長を務めた。更に、3年度末までに、米国、オーストラリア、英国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、エストニア、ロシア、ウクライナ、韓国、EU、ASEANや、日米韓及び日中韓の3か国の枠組みを含め、14の国・地域との間で協議を実施し、各国との協力・信頼醸成を促進している。（1－(1)－④）

【我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化】〈内閣官房〉

平成26年11月、サイバーセキュリティ基本法の成立を踏まえ、情報セキュリティ政策会議を開催し、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）の法制化や、政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム（GSOC）機能の強化等を主な内容とする「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」を決定した。また、本取組方針に基づき、基本法が完全施行された27年1月、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部を設置するとともに、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンターを設置し、サイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。

28年4月、サイバーセキュリティ基本法を改正し、監査、原因究明調査等の対象を拡大することにより、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び特殊法人等も含めたサイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。

30年12月、再度サイバーセキュリティ基本法を改正し、国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ事業者、サイバー関連事業者及び教育研究機関等官民の多様な主体から構成されるサイバーセキュリティ協議会が組織され、その構成員に対して守秘義務及び情報提供協力義務等を適用することで、官民の連携強化を図り、サイバー攻撃に関する迅速な情報共有等を実施している。具体的には、令和3年度においては、協議会に持ち込まれた攻撃活動の件数は全60件で、これらの案件について、対策情報等を広く公開等するに至った回数は23回と、協議会の特性を活かした迅速な情報共有が実施された。（1－(1)－④）

【各府省庁等対抗サイバーセキュリティ競技会の開催】〈内閣官房・総務省〉

サイバーセキュリティ月間の取組の一環として、各府省庁対抗インシデント・ハンドリング競技会（NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN）（平成26年度～30年度、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省の共催）やNISC-CTF（令和元年度～、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター主催）を実施し、政府機関等におけるサイバー攻撃対処能力の向上を図っている。（1－(1)－④）

【「サイバーセキュリティ戦略」の策定】〈内閣官房〉

サイバーセキュリティ基本法に基づき定めることとされている「サイバーセキュリティ戦略」について、令和3年9月、あらゆる主体がサイバー空間に参画する中で、「誰も取り残さないサイバーセキュリティ」の確保に向けた取組の推進を盛り込んだ戦略を閣議決定した。

（1－(1)－④）

【サイバー空間におけるカウンターアンテリジエンス機能の強化】〈内閣官房〉

政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンター

インテリジェンス・センターにおいて、サイバー空間におけるカウンターインテリジェンスに関する情報の収集・集約・分析に係る取組を強化するとともに、分析結果の共有を図っている。（1－(1)－⑤）

【サイバー防護分析装置等の整備】〈防衛省〉

サイバー空間の脅威が高度化・巧妙化している状況の中、サイバー攻撃等への対処を迅速かつ的確に実施するためのサイバー防護分析装置を整備するとともに、防衛省・自衛隊のサイバー攻撃対処の迅速性及び的確性の向上を図るため、実践的な訓練を行うことができるサイバー演習環境を整備するなど、防衛省に対するサイバー攻撃への対処を統合的に実施するための取組を推進している。（1－(1)－⑤）

【サイバー空間における脅威等に関する情報収集・分析機能の強化】〈公安調査庁〉

サイバー攻撃が国内外で常態化するとともに、その手口も高度化・巧妙化する中、公安調査庁は、人情報収集手段等を活用したサイバーフィールドに係る情報収集・分析能力の一層の向上に資する取組を推進しており、関連情報を関係機関に適時・適切に提供している。さらに、外国機関等との連携強化や高度な専門性を有する人材の育成・確保に関する取組も併せて推進している。（1－(1)－⑤・⑩）

【コンピュータ・ウイルス対策の推進】〈警察庁〉

「不正プログラム対策協議会」の枠組みを利用するなどして、捜査の過程で把握した新たな不正プログラムや不正接続先アドレスをウイルス対策ソフト提供事業者等に提供することにより、ウイルス対策ソフトで不正プログラム等を検知するための措置を促すなど、情報セキュリティ関連事業者との連携を強化し、サイバー犯罪抑止のための取組を推進している。（1－(1)－⑥）

【不正アクセス対策の推進】〈警察庁・総務省〉

平成28年11月、ドイツを中心に関係国の検査機関等が連携し、インターネットバンキングに係る不正プログラムを利用した不正送金事犯の被疑者を検挙するとともに、同不正プログラムの指令サーバを押収するなどの国際的な取組が実施された。また、ドイツの検査機関等から提供された情報に基づき、関係機関・団体が連携して、インターネットバンキングの利用者等に対し、同不正プログラムによって窃取されたID・パスワードの変更等を促すとともに、通信事業者等を通じ、国内の同不正プログラムに感染したコンピュータの利用者に対し、同不正プログラムの除去等に関する情報提供を行った。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯やインターネットショッピングサイト等に対する不正アクセス行為が依然として発生しているほか、コード決済等のキャッシュレス決済サービスの普及に伴い、当該サービスの不正利用事案が多発していることから、被害実態の解明や取締りを推進している。我が国におけるインターネットバンキングに係る不正送金被害については、28年以降、発生件数・被害額ともに減少傾向が続いているものの、令和元年9月に被害が急増し、2年も高い水準で推移した。被害の多くはフィッシングによるものとみられており、警察庁では、実態把握を図るとともに、関係機関と連携し、被害状況や手口、対策等について注意喚起を実施した。

以上のような取組を通じて、不正アクセスに係る実態解明を図るとともに、積極的な被害防止対策を推進している。（1－(1)－⑦）

【日本版NCFTAの創設】<警察庁>

平成26年11月、産学官のサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析・共有することにより、サイバー空間全体を俯瞰した上で、サイバー空間の脅威の大本を特定、軽減及び無効化し、以後の事案発生の防止に資するための活動を行うことを目的として、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）が業務を開始した。

警察においては、JC3の活動に貢献するとともに、JC3において共有された情報を警察活動に迅速・的確に活用することにより、安全・安心なサイバー空間の構築に向けた取組を更に加速させていくこととしている。（1—(2)—②）

【官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施】<総務省>

平成25年度から29年度までの間、官民連携による国民のマルウェア対策支援プロジェクトである「ACTIVE」（Advanced Cyber Threats response Initiative）を実施し、マルウェアを配布するサイトへのアクセスに対する注意喚起を行う「マルウェア感染防止の取組」や、マルウェア感染端末の利用者からのC&Cサーバ（マルウェア感染端末に命令・制御を行うサーバ）へのアクセスを遮断する「マルウェア被害未然防止の取組」をインターネットサービスプロバイダ（ISP）等と連携して行った。30年度からは、「マルウェア被害未然防止の取組」をISPが引き続き行っている。（1—(2)—③）

【国際連携による研究開発等の推進】<総務省>

平成23年度から27年度までの間、サイバー攻撃の予兆を検知し、即応するための技術の研究開発及び実証実験を実施した。また、これを受け、技術協力プロジェクトとして、サイバー攻撃の検知に関するASEAN諸国との技術協力を推進している。（1—(2)—⑤）

【違法情報・有害情報対策の強化】<警察庁・総務省>

平成26年度から、インターネット・ホットラインセンターからインターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない違法情報掲載サイト等の悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者が契約上の規約等に基づいて、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図るという対策を実施している。

総務省では、26年度には、事業者団体による、医薬品医療機器等法の改正を踏まえた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂並びに「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の成立を踏まえた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改訂を支援した。

また、「座間市における事件の再発防止策について」（平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議決定）を受け、警察では、30年1月から、自殺誘引等情報に関し、インターネット・ホットラインセンターへの業務委託による削除依頼の実施、民間委託によるモニタリングの強化等の取組を推進している。

令和2年9月、インターネット上の誹謗中傷に対して早急に対応していくべき取組を具体化するため、総務省において、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表し、各府省や産学民のステークホルダーと連携して取組を推進している。（1—(3)—①）

【青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進】<内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省>

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、「青少年が安全に安心して

インターネットを利用する環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用するようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」に基づき、平成29年法改正を踏まえたフィルタリングの利用率向上のための取組の更なる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を総合的に推進している。（1－(3)－③）

【通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討】〈警察庁・総務省〉

警察庁及び総務省において、情報交換・協議を行うとともに、総務省の研究会において、検討を行い、ログの保存が許容される期間を具体的に例示することを内容とする「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正を行った。また、これを踏まえ、警察庁及び総務省において、関係事業者への周知を図り、関係事業者における適切な取組を推進するなど、必要な対応を行った。（1－(4)－①）

【スマートフォンの安全利用のための環境整備】〈内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・経済産業省〉

スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ（SPI）（平成24年8月）及びSPIⅡ（25年9月）を踏まえ、アプリケーション等における利用者情報が適切に取り扱われる安全・安心な利用環境の実現を目指すため、25年12月から、有識者から構成されるタスクフォースにおいて、プライバシーポリシーの作成・掲載の推進方法、アプリケーションの第三者検証の技術的課題等について検討し、26年3月、利用者情報の取扱いの現況等に関する調査報告書を取りまとめた（スマートフォン プライバシー アウトルック：SP0）。また、第三者検証については、同年度に小規模フィールドでの実証実験、27年度に大規模フィールドでの実証実験を実施し、それぞれの結果をSP0Ⅱ及びSP0Ⅲにて取りまとめ、公表した。さらに、28年度には、26年度及び27年度の実証実験の結果を踏まえ、スマートフォン上の個々のアプリケーションについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備するための実証実験を行い、その結果を取りまとめたSP0Ⅳを29年7月に公表するとともに、実際にSPIに沿って利用者情報を取り扱う際の運用等を踏まえてSPIを改訂し、SPIⅢを公表した。29年度以降も引き続き、アプリケーション等における利用者情報に係る適切な取扱状況について調査し、その結果を取りまとめ、SP0Ⅴ、SP0Ⅵ、SP0Ⅶ、SP0Ⅷ、SP0Ⅸとして公表した。（1－(4)－②）

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等

【官民一体となったテロに強い社会の実現】〈内閣官房・警察庁・総務省・消防庁・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

テロの未然防止を図り、国民の安全を確保するため、関係機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、情報共有やテロの未然防止対策の推進に努めている。また、平成29年12月、同本部において、ラグビーワールドカップ2019日本大会（以下「ラグビーワールドカップ2019」という。）及び東京2020大会の開催を見据えたテロ対策に更に万全を期し、情報収集・集約・分析等の強化、水際対策の強化、ソフトターゲットに対するテロの未然防止等、各種テロ対策を政府が一丸となって強力に推進していくため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を決定した。（2－(1)－①）

【東京2020大会を見据えたテロ対策等の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

平成26年10月、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議」の下に「セキュリティ幹事会」を設置し、第1回会合において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を国際オリンピック委員会に登録することを決定するとともに、テロ対策、サイバーセキュリティ対策の円滑な準備に向けて「テロ対策ワーキングチーム」（28年12月、災害対策等を含めた警備対策に係る検討を推進するため、「テロ等警備対策ワーキングチーム」に改組）、「サイバーセキュリティワーキングチーム」を設置し、東京2020大会のセキュリティ対策に向けた検討を開始した。また、27年8月、「セキュリティ幹事会」において、東京2020大会の安全に関する情報の集約、リスク分析等を行う「セキュリティ情報センター」を、29年7月を目途に警察庁に設置することを決定した（29年7月設置）。さらに、27年11月、東京2020大会のセキュリティの万全と安全安心の確保を含む大会関連施策の方向を示した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定した。加えて、29年3月、「セキュリティ幹事会」において、政府一体となって各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）」を決定した（令和元年7月「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」（以下「セキュリティ基本戦略」という。）として一部改定）。また、平成29年12月、「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において、東京2020大会等の開催を見据えたテロ対策に更に万全を期し、情報収集・集約・分析等の強化、水際対策の強化、ソフトターゲットに対するテロの未然防止等、各種テロ対策を政府が一丸となって強力に推進していくため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を決定した。さらに、31年4月、「セキュリティ幹事会」決定に基づき、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としての「サイバーセキュリティ対処調整センター」を内閣官房に設置した。加えて、令和2年12月、大会のセキュリティ対策について新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、大会の延期に伴う情勢の変化を適切に把握して対応するため、「セキュリティ基本戦略」を一部改定した。さらに、3年3月、「セキュリティ幹事会」決定に基づき、政府におけるセキュリティ対策の中心となる「セキュリティ調整センター」を内閣官房に設置した。同年9月、「セキュリティ幹事会」決定に基づき、「セキュリティ調整センター」を閉鎖し、「サイバーセキュリティ対処調整センター」については、4年3月31日をもって閉鎖した。

警察庁においては、平成26年1月、東京2020大会の開催に伴う警察措置を的確に行うための諸対策を検討し、その推進を図るため、警備局長を長とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備室」（29年7月、警察庁次長を長とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室」に改組）を設置したほか、27年6月、東京2020大会の開催を見据えたテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むため、警察が重点的に取り組むべき事項を取りまとめた「警察庁国際テロ対策強化要綱」を決定した。また、29年7月、警察庁に「セキュリティ情報センター」を設置し、東京2020大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行うとともに、国際連携を推進した（令和3年9月解散）。さらに、平成30年4月には、東京2020大会に関する各種対策の部門横断的な総合調整を図るため、長官官房審議官（東京オリンピック・パラリンピック担当）を設置した。加えて、東京2020大会に向けた情報交換及び関係構築のため、大会開催経験を有するイギリス、ブラジル及び韓国の治安機関等との連携を図っており、2016年リオデジャネイロ大会及び2018年平昌

大会にそれぞれ警察職員を派遣した。このほか、国家公安委員会委員長が、29年10月にはイタリアで開催されたG7内務大臣会合に、30年4月にはカナダで開催されたG7安全担当大臣会合に、令和元年4月には警察庁次長がフランスで開催されたG7内務大臣会合に出席し、東京2020大会等を見据え、G7に対し、国際テロ対策に関する協力を求めた。加えて、開催時の警備に万全を期すため、東京2020大会の開催に向けて、競技会場等の現場実査や施設管理者等との協議を継続的に行うとともに、警備計画の策定、課題の抽出・検証を実施した。また、東京2020大会等を見据え、テロ対策等に関する協力関係を構築するため、欧州連合法執行協力庁（Europol）との間で「日本国警察庁と欧州連合法執行協力庁（Europol）との間の協力関係構築に関する実務取決め」を策定した。大会の開催に際しては、その安全・円滑な運営に寄与するため、東京都内では約3万6,500人（うち他府県警察からの派遣部隊1万1,600人）、その他の開催道県では約2万3,400人の警察官を動員した上で、関係機関と連携しながら警備・交通等の諸対策を推進した。

消防庁においては、平成26年4月、開催自治体である東京都や東京消防庁等の関係機関との連携を強化し、テロ対策に万全を期すため、消防庁長官を本部長とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等消防庁準備本部」を設置した。また、緊急消防援助隊にNBC災害対策車両・資機材を配備し、その機能拡大を図っており、国民保護法においてテロ等が発生した場合に避難住民の誘導等を行うこととされている消防団についても、25年12月に成立した「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、加入を促進し、待遇を改善するとともに、装備・訓練を充実強化しているほか、「Jアラート」により緊急情報をリアルタイムで確実に提供できる体制の充実強化に取り組んでいる。さらに、27年3月、東京2020大会等の大規模イベントの開催に向け、消防機関等が今後、取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめた。加えて、29年11月、大会期間中における円滑な警戒活動を推進することを目的として、消防庁次長を会長、関係都道県、消防本部及び消防庁等を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会」を設置し、競技実施期間中における警戒体制や、警防計画（火災、救急、救助活動等に係る計画）及び予防計画（事前査察、訓練指導、予防警戒活動等に係る計画）の策定など、各種検討を行うための体制を構築した。令和元年12月12日には「消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会）交付要綱」を制定し、NBC等のテロ災害に対応するための装備資機材の整備や、応援体制の構築に必要となる経費に対して補助金を交付し、関係消防本部に対して財政支援を行った。競技実施期間中においては、各競技会場に現地警戒本部が設置され、関係機関との連携体制が確立されたほか、NBC等のテロ災害を含むあらゆる災害に対応するため、競技会場管轄消防本部を中心に、必要な消防部隊を迅速に出動させるための体制を確保するなど、万全の体制で消防特別警戒を実施した。また、消防庁としては、災害発生時、災害状況を早期に把握し、迅速な初動対応につなげるため、各競技会場や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備本部等に消防庁職員を派遣するなど、情報連絡体制の強化を図り、対応に当たった。

法務省においては、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関する法務省連絡会議」を設置するとともに、平成26年1月、入国管理局（現：出入国在留管理庁）内に「大会開催準備本部」を設置するなどし、同大会の安全かつ円滑な開催のために必要な事項について検討を行い、令和3年4月には、出入国在留管理庁内に「大会対策本部」を設置し、テロリスト等の上陸を確実に阻止することを目的とした上陸審査の強化を図った。また、入国審査体制の強化に向け、平成26年度から令和3年度までに引き続き、4年度において、出入国審査業務の充実、強化等に要する増員及び経費を措置した。さらに、平成29年6月、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定の新設、犯罪収益の前提犯罪の拡大等を内容とする

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の改正がなされ、同年7月に施行されたことにより、同月、我が国は同法等を国内担保法とする国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結した。同条約は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進するための国際的な法的枠組みを創設する条約であり、我が国として、テロを含む組織犯罪対策における国際社会との協力の強化を図っている。

公安調査庁においては、テロ等を未然に防止し、安全かつ円滑な開催に資するため、25年9月、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置するとともに、28年5月に「サイバー関連調査推進本部」（29年9月、「サイバー関連調査推進委員会」に名称変更）を設置し、情報収集・分析の強化を進め、関連情報を関係機関に適時・適切に提供した。また、東京2020大会に向けた関係機関等との情報連絡、関係構築及び邦人等への現地危険情報の提供のため、2016年リオデジャネイロ大会及び2018年平昌大会に公安調査官を派遣した。さらに、27年度から令和2年度までに引き続き、3年度においても関連動向調査体制の強化に要する増員及び経費を措置した。

財務省においては、元年に関税局及び各税関に「東京オリンピック・パラリンピック対策本部」を設置し、テロ等関連物質等の国内への密輸入の阻止を目的とした監視取締りを強化した。また、監視取締りに必要な事前情報を拡充するため、これまで活用してきた事前旅客情報（API）に加え、平成27年7月、電子的に報告された入国旅客の乗客予約記録（PNR）の分析・活用を開始し、29年6月に出国旅客のPNRの報告を求める制度を導入した。また、31年3月には、出入国旅客のPNRの電子的報告を原則化し、分析・活用している。さらに、26年度から令和2年度までに引き続き、3年度において、水際取締体制整備等に要する増員及び経費を措置した。

海上保安庁においては、東京2020大会の複数の競技が臨海部又は海上で実施されることに加え、世界中から要人や観客等が集まることから、海上におけるテロ対策の重要性を踏まえた海上警備等の準備作業を的確に推進するため、平成26年4月、海上保安庁及び第三管区海上保安本部に「大会準備本部」を設置した。令和2年3月には、オリンピック聖火が国内に到着することを受け、海上保安庁に設置した「大会準備本部」を「大会対策本部」に改組し、3年6月には第三管区海上保安本部に設置した「大会準備本部」を「大会対策本部」に改組した。

また、テストイベント等において海上警備に関する検証等を実施したほか、元年8月5日に選手村予定地である晴海ふ頭前面海域において事案対処能力の向上を目的とした合同訓練を実施し、関係機関との連携等を確認した。これらの結果を踏まえて、海上警備体制等の検討を進め、大会関連施設が多く存在する東京港内には監視カメラを多数設置するなどして警戒監視体制を強化し、大会期間中は、全国から巡視船艇・航空機・職員を集結・配備させ、過去最大規模の体制で海上警備を実施した。

さらにテロの未然防止には海上保安庁の勢力だけでなく、事業者との連携が不可欠であることから、東京2020大会における官民一体となった海上防犯・保安対策を検討するため、平成28年5月に東京海上保安部が中心となり立ち上げた「東京港海上防犯協議会」において、事業者と協議等を行うとともに、事業者を交えた訓練や講習を実施した。また、海事・港湾業界団体と関係機関が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において、海上・臨海部における具体的な危険を想定し、官民一体となったテロ対策について議論を実施した。30年2月、事業者によるテロ対策の実効性向上のための「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を策定した。31年2月には、「爆発物テロ」を想定した机上訓練を実施したほか、令和2年1月には、旅客船を使用した官民連携テロ対応実動訓練を実施した。東京2020大会開催直前の3年7月にはWeb会議を開催し、「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を最新版へ更新するとともに、改めて海事・港湾業界団体の危機意識向上等を図り、

官民連携を更に深化させた。

こうした取組により、東京2020大会の警備は完遂された。（2－(1)－①・②、2－(6)－①、4－(5)－①）

【G7伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進】〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

平成27年7月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「伊勢志摩サミット準備会議」の下に「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」を設置するとともに、同部会の下に、警備対策及びサイバーセキュリティの2つのワーキングチームを設置した。また、同年12月、全ての関係府省庁が緊密に連携を図り、政府一丸となって総合的・一体的な警備対策を実施する目的で「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」を決定した上で、28年2月及び4月、同基本方針に則った関係府省庁の取組状況について確認・共有し、それぞれ「伊勢志摩サミット準備会議」に報告した。さらに、サミット開催に際しては、官邸内危機管理センターに「伊勢志摩サミットに関する情報連絡室」を設置し、来日する主要国首脳・要人の身辺の絶対安全の確保、会議の円滑な運営・進行の確保、テロ等の未然防止対策の徹底を図るとともに、いかなる不測の事態にも対応できるよう万全を期すべく、関係省庁やサミット会場に常駐する関係機関との連絡体制を強化した。

警察庁においては、27年6月、警察庁次長を長とする「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」を設置したほか、都道府県警察においては、三重、広島、宮城及び愛知の4県警察がサミット対策課を、その他全ての都道府県警察が警備対策委員会等を、それぞれ設置して体制を確立し、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を強力に推進した。また、サミット警備では全国から三重・愛知両県警察への特別派遣部隊約1万5,000人を含む最大時約2万3,000人を、サミット終了後のオバマ米国大統領の広島訪問に伴う警備では広島県警察への特別派遣部隊約1,900人を含む最大時約5,600人を、それぞれ動員したほか、その他の関係閣僚会合警備についても、所要の体制を構築した。さらに、各都道府県警察においては、多くの部隊を特別派遣する中、各地のソフトターゲット等における警戒警備を徹底して、テロ等違法行為の発生を完全に防遏するとともに、一般治安の確保にも万全を期した。

総務省においては、サミット及び関係閣僚会合期間中、警察・消防無線、航空無線、放送及び報道等の重要な無線通信に対する混信や電波の妨害に備え、特別監視体制をとることとし、28年3月、本省に重要無線通信妨害総合対策本部を、関係閣僚会合の開催地を管轄する総合通信局に同対策実施本部を設置し、電波監視を強化した。特に、サミットでは東海総合通信局に加え、各総合通信局からの応援体制も確保し、サミット会場、国際メディアセンター、名古屋市及び中部国際空港周辺で特別電波監視体制を確立して対応した。

消防庁においては、27年7月にサミット警戒期間中における円滑な警戒活動の推進を目的として、消防庁次長を長とする「伊勢志摩サミット消防・救急対策委員会」を設置し、警戒に係る各種計画の策定、警戒対象施設における立入検査、事前訓練等を行うなど、消防・救急体制を構築した。また、サミット開催期間中及びその前後は、三重県及び愛知県内外の消防本部からの広域的な応援により、サミット警戒対象施設付近に総員約1,000名、N B C等テロ災害対応資機材を備えた車両を含む消防車両、消防ヘリ等を増強配備するなど、万全の体制でサミットの消防特別警戒を実施した。

公安調査庁においては、27年6月、「2016年主要国首脳会議関連特別調査本部」を設置し、関係機関と連携しながら、サミットの安全かつ円滑な開催に資する情報収集・分析に取り組み、関連情報を関係機関に適時・適切に提供した。

海上保安庁においては、27年6月、サミット及び関係閣僚会合等における万全な海上警備のための

準備を推進する目的で、海上保安庁及び首脳会議開催地の周辺海域を管轄する第四管区海上保安本部に海上警備準備本部を設置したほか、関係閣僚会合開催地の周辺海域を管轄する各管区海上保安本部にも同様の準備本部を設置した。また、開催が迫る28年3月、順次、海上警備準備本部を「海上保安庁伊勢志摩サミット等海上警備対策本部」等に改組し、海上警備体制に万全を期した。さらに、サミット等開催期間中は全国から巡視船艇を派遣し、大規模な勢力によりサミット等会場周辺海域における海上警備を実施したほか、全国の臨海部における警戒対象施設の警戒を強化するなどの徹底した全国的なテロ対策の徹底を図った。

こうした取組により、サミットの警備は完遂された。（2－(1)－①・②）

【G20大阪サミット開催に向けたセキュリティの推進】〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・海上保安庁・環境省・原子力規制庁・防衛省〉

平成30年10月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「G20大阪サミット準備会議」の下に「G20大阪サミット準備会議セキュリティ・ワーキンググループ」を設置するとともに、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じることを目的として「G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針」を決定した。また、サミット開催に際しては、官邸内危機管理センターに「G20大阪サミットに関する情報連絡室」を設置し、来日する主要国首脳・要人の安全確保、会議の円滑な運営・進行の確保、テロ等の未然防止対策の徹底を図るとともに、いかなる不測の事態にも対応できるよう、官邸と関係省庁やサミット会場に常駐する関係機関との連絡体制を更に強化した。

警察庁においては、30年4月、警察庁次長を長とする「G20大阪サミット等警備対策推進室」を設置したほか、都道府県警察においては、首脳会合、財務大臣・中央銀行総裁会議及び外務大臣会合の開催地を管轄する大阪、福岡及び愛知の3府県警察がサミット対策課を、その他全ての都道府県警察が警備対策室等を、それぞれ設置して体制を確立し、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を推進した。サミットの開催に際しては、全国から大阪府警察への特別派遣部隊約1万8,000人を含め、大阪府警察、兵庫県警察及び京都府警察において、最大時約3万2,000人の警察官を動員したほか、その他の関係閣僚会合警備についても、所要の体制を構築し、主会場、行事関連施設、首脳等宿泊施設、空港等の重要施設において徹底した警備を実施した。

消防庁においては、30年9月にサミット警戒期間中における円滑な警戒活動の推進を目的として、消防庁次長を長とし大阪府、関係消防本部等を構成員とする「G20大阪サミット消防・救急対策委員会」を設置し、警戒に係る各種計画の策定、警戒対象施設における立入検査、事前訓練計画等を行うなど、消防・救急体制を構築した。また、サミット開催期間中及びその前後は、大阪府内外の消防本部からの広域的な応援により、サミット警戒対象施設付近に総員約2,800人、NBC等テロ災害対応資機材を備えた車両を含む消防車両、消防ヘリ等を増強配備するなど、万全の体制でサミットの消防特別警戒を実施した。

公安調査庁においては、29年8月、「2019年G20サミット情報集約室」を設置し、30年4月、同集約室を「G20大阪サミット関連特別調査本部」に改組して、関係機関と連携しながら、サミットの安全かつ円滑な開催に資する情報収集・分析に取り組み、関連情報を関係機関に適時・適切に提供した。

海上保安庁においては、全庁一丸となって準備作業を推進するサミット及び関係閣僚会合等において海上警備に万全を期すため、31年4月に、本庁、第五管区海上保安本部及び関係閣僚会合開催地の周辺海域を管轄する各管区海上保安本部に設置していた海上警備準備本部等を海上警備本部等に改組

し、順次「海上保安庁G20大阪サミット等海上警備対策本部」等を設置した。このような体制の下、サミット等開催期間中は、関係機関、事業者及び民間団体と緊密に連携し、周囲の海域利用者の理解を得ながら官民一体となったテロ対策を進めるとともに、巡視船艇や航空機を全国から集結させ万全な体制を構築し、会場周辺海域等の警戒を実施した。（2－(1)－①・②）

【原子力発電所等に対するテロ対策の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

警察においては、全国の原子力関連施設に、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、防弾仕様の車両等を備えた「原発特別警備部隊」を配置し、24時間体制での警戒警備を実施している。

海上保安庁においては、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施している。また、「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」において決定した「海上保安体制の強化に関する方針」に基づき、原子力発電所等におけるテロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めることとしている。

警察庁及び海上保安庁においては、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員及び海上保安庁職員による原子力関連施設への立入検査を実施し、事業者による防護体制の強化を促進するとともに、自衛隊とも共同で、原子力発電所等における訓練を実施している。

原子力規制委員会においては、原子炉等規制法に基づき、事業者に対し種々の防護措置を求めており、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故以降は、その教訓を踏まえ、建屋の外にある重要な設備等の防護措置を求めるとともに、防護措置を国際的水準に引き上げるため、国際原子力機関（IAEA）の核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225/Rev5）を踏まえた防護措置の強化を行っている。また、30年3月に「原子力施設情報セキュリティ対策ガイドライン」を策定したほか、同年10月に原子力施設の情報システムに対する脅威を事業者に提示するなど、原子力発電所等のサイバーセキュリティ対策等を強化した。（2－(2)－①）

【個人の信頼性確認制度の導入】〈原子力規制委員会〉

個人の信頼性確認制度の導入に関して、「核セキュリティに関する検討会」を開催し、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめた。また、これに基づき、平成28年9月、内部脅威対策を更に強化するため、原子力規制委員会規則の一部を改正し、原子力発電所における重要区域への常時立入者等に対する個人の信頼性確認制度を導入し、29年11月に施行した。（2－(2)－①）

【事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組】〈原子力規制委員会〉

事業者の幹部職員に対し、近年の国際原子力機関（IAEA）における核セキュリティ文化の醸成に向けた取組状況や関係各国における取組事例等を紹介するとともに、我が国における核物質防護の問題事例について、直接情報提供を行ったほか、幹部職員から取組状況の聴取を行った。また、平成28年度の核物質防護検査において、重点的に確認する項目のひとつとして、核セキュリティ文化醸成に関する事業者の取組状況について確認及び必要な指導を行った。令和2年度より開始した原子力規制検査は、事業者の核物質防護措置が規制要求を満たしていることに加え、自ら設定した基準等を満たしていることを確認することにより、事業者の自律的な改善活動を促している。（2－(2)－①）

【特定放射性同位元素に対する防護措置（セキュリティ対策）に関する取組】<原子力規制委員会・警察庁>

令和元年9月に施行された「放射性同位元素等の規制に関する法律」の一部改正により、放射性同位元素のうち、特に危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業所を対象に、その盗取等を防止するための防護に係る措置（セキュリティ対策）の実施、「特定放射性同位元素防護規程」の届出及び「特定放射性同位元素防護管理者」の選任等を義務付ける新たな規制が導入された。

原子力規制委員会においては、警察と連携し、立入検査の実施等を通じて、特定放射性同位元素の防護規制を着実に実施するとともに、当該事業所への規制制度の定着を図った。

警察庁においては、上記法改正を受け、特定放射性同位元素の防護を目的とする規定等の整備を内容とする、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の改正を実施した。（2-（2）-①）

【国民保護共同訓練の充実強化】<内閣官房・警察庁・消防庁・防衛省>

地方公共団体等の対処能力の強化のため、国民保護共同訓練を実施・参画している。令和2年度に11県、3年度に18府県において実施しており、また、4年度中には30府県において実施する予定である。（2-（2）-③）

【空港・港湾の警戒警備の強化】<国土交通省・海上保安庁>

空港においては、空港設置管理者に対して空港の外周フェンス等へのセンサーの設置・増設等により空港警備を強化するよう、航空関係事業者に対して航空保安対策を強化・徹底するよう、それぞれ指示している。また、「テロに強い空港」を目指し、全国の空港において従来型の検査機器からボディスキャナーをはじめとした高度な保安検査機器（爆発物自動検知機器）への入れ替えを促進しているほか、令和元年9月から、航空機搭乗前の保安検査（上着検査、靴検査、爆発物検査）を強化するなど航空保安検査の高度化を図っている。さらに、国際テロ等の脅威の増加や将来の航空需要の増加等に適切に対応し、確実かつ効率的な保安検査の実施が確保されるよう、保安検査に関する諸問題について検討を行うため、2年6月から有識者会議を開催し、保安検査の法律上の根拠の明確化等の中間とりまとめを行った。これを踏まえて旅客等に対する航空機搭乗前の保安検査の受検義務付けなど航空保安対策の確実な実施等を主な内容とする「航空法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出し、3年6月に成立、4年3月に施行された。国土交通大臣は同月、改正航空法に基づく「危害行為防止基本方針」を策定・公表しており、当該基本方針に基づき必要に応じ関係者に対し指導・助言を行うなど、航空保安対策全体を主体的にマネジメントしていくこととしている。

国際港湾においては、施設管理者による保安対策が講じられており、国による立入検査を通じ、必要な保安水準を確保している。また、円滑な物流を確保しつつ、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」を13港湾57施設に導入しており、更なる導入拡大を図っている。さらに、平成29年3月から、警察や海上保安部等も交えた保安設備の合同点検を実施しており、引き続き一層の保安強化に取り組んでいる。加えて、3年6月に、国際港湾において、国土交通省と埠頭保安管理者等が共同して、保安レベル（国際海上運送保安指標）の引き上げ時の対応すべき保安措置の訓練（全国97港）や、保安レベル引き上げ時の関係者間の情報伝達訓練（全国140港）を実施し、テロ等の危害行為への対応能力の向上及び連携強化を図った。さらに、3年7月に全国129港において「水際・防災対策連絡会議」を開催し、関係者で水際・防災対策に関する必要な情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、非常時に関係者が即座に対処するための必要な連絡調整を行った。（2-（3）-①・⑤、2-（1）-②）

【積荷情報を活用した水際取締りの強化】<財務省>

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ一貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナ一貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を電子的に入手している。

航空貨物については、原則として、当該航空貨物を積載した航空機が我が国に到着する3時間前までに、詳細な情報を電子的に入手している。（2－(3)－①）

【乗客予約記録（PNR）の取得・活用の強化】<出入国在留管理庁・財務省>

テロリスト等の入国阻止、テロ関連物資等の流入阻止等のため、航空会社から乗客予約記録（PNR）を取得している。また、輸出・港湾関連情報処理システム（NACCS）を経由した電子的なPNRについて、財務省税関では平成27年7月から、出入国在留管理庁では28年1月から取得を開始し、ほぼ全ての航空会社からPNRを電子的に取得している。

出入国在留管理庁においては、情報収集・分析の中核組織である「出入国管理インテリジェンス・センター」において、PNR等情報の高度な分析を行い、その結果を地方出入国在留管理官署と速やかに共有し、入国審査等に活用している。また、令和3年6月には、入国旅客のPNRの電子的報告を原則化している。

財務省税関においては、「情報センターのPIU（パッセンジャー・インフォメーション・ユニット）」において入国旅客の電子的なPNRの一元的管理を行っており、平成28年11月から、24時間体制で分析・活用等を開始するなど、体制面の強化を行った。また、31年3月には、出入国旅客のPNRの電子的報告を原則化している。

外務省においては、国連テロ対策オフィス（UNOCT）への拠出を通じて、API（事前乗客情報）及びPNRを利用した、テロリストによる攻撃的行動及びそれに関連する移動を防止・発見・検査する加盟国の能力の向上を、令和2年から3年までの間支援した。（2－(3)－②）

【水際対策の推進】<出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・警察庁・海上保安庁>

警察庁においては、外国関係機関との連携等を通じて関連情報の収集・分析の強化を行い、関係機関と連携の上、不審人物の侵入等への警戒監視を実施している。また、新型コロナウイルス感染症に係る検疫の強化により、空港において検疫法に基づく検査の対象となる帰国者等が増加することとなったことから、警察庁では、厚生労働省をはじめとする関係機関との情報共有や協力を緊密に行うとともに、関係都府県警察では、検疫所長や空港管理者との連携を強化し、円滑な検疫の実施に協力しつつ、トラブルや不測の事態の防止を図るため、空港等における警戒警備等を実施している。

出入国在留管理庁においては、事前旅客情報（API）、乗客予約記録（PNR）、外国人の個人識別情報（指紋及び顔写真）及びICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を活用するとともに、外国出入国在留管理当局との情報連携を強化し、厳格な入国審査を実施しているほか、直行通過区域を有する主要空港において同区域におけるパトロール活動を行うとともに、海港においてパトロール及び臨船サーチを実施し、不審者の監視や摘発に努めている。

公安調査庁においては、国内外のテロ関連情報等、我が国法執行機関による水際の取締りに寄与する関連情報の収集・分析体制を強化するとともに、人的情報収集及び外国機関との連携等により得られた情報について、適時・適切に関係機関に提供している。

在外公館においては、好ましからざる外国人の入国を未然に防止するため、査証審査体制の強化に努めている。国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、査証のオンライン申請及び電子査証を導入し、査証シールを廃止することによって、査証の偽造を防止することを目指して

いる。

海上保安庁においては、本邦の港に入港する国際航海船舶から通報される「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく船舶保安情報の内容を精査するとともに、巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒や外国からの入港船舶に対する厳格な立入検査を実施することにより、テロの未然防止に努めている。（2－(3)－①・②、6－(1)－①・②）

【上陸審査時における顔画像照合の実施】〈出入国在留管理庁〉

「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」に盛り込まれた「顔画像照合機能の活用の強化」を踏まえ、平成28年10月から、テロリスト等の入国を水際で阻止するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。（2－(3)－①・②）

【FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

関係省庁は、これまで連携しつつ、マネー・ローンダリング等（以下「マネロン等」という。）対策の国際基準を策定する国際的な政府間の枠組みである金融活動業部会（FATF）による対日相互審査での指摘事項や国際基準の強化、犯罪のグローバル化や複雑化、金融技術の進展等を背景として、我が国のマネロン等対策の強化を進めてきた。

まず、FATF第三次対日相互審査で指摘された事項に対応するため、平成26年11月に「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」の制定を行ったほか、29年6月に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）」の改正を行った。このうち、同月に改正された組織的犯罪処罰法が同年7月に施行されたことにより、我が国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び腐敗の防止に関する国際連合条約を締結した。

あわせて、国際的な動向等や、FATF第四次対日相互審査のために強化されたFATF勧告も踏まえつつ、我が国はマネロン等の対策の強化を進めてきた。

金融庁は、金融機関等の実効的なマネロン等対策の態勢整備を促すため、30年2月に「マネロン及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表した。同ガイドラインは、その後、我が国の金融機関等を取り巻く情勢やマネロン等のリスクを踏まえ、累次にわたり改訂されている。

また、暗号資産がもたらすマネロン等のリスクに対応するため、我が国はFATF勧告の改訂に先駆けて所要の法整備を行った。28年3月、仮想通貨交換業者を登録制の対象とし、マネロン等対策のために顧客管理義務の対象に追加すること等を含む「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案（資金決済法及び犯罪収益移転防止法の改正を含む。）」を国会に提出。同法は29年4月に施行された。その後も、31年3月、暗号資産の交換等を伴わず、他人のために暗号資産の管理を行う事業者にマネロン等対策の義務を課す等、技術の進展や犯罪情勢を踏まえ、対応を強化している。

さらに、カジノ事業者を犯罪収益移転防止法上の特定事業者に追加することなどを含む「特定複合観光施設区域整備法」が30年7月に成立し、令和3年7月に施行された。

このほか、法人の実質的支配者の透明性を高め、法人がマネロン等に悪用されることを防止するため、平成30年10月に公証人法施行規則を改正し、株式会社等の法人を設立する際の定款認証時に、公証人に対して実質的支配者を申告するよう求めることとした。

現在、FATF第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府一体となってマネロン対策等を強化するため、国内外の情勢も踏まえつつ、FATF第四次対日相互審査での指摘や第五次対日相

互審査のためのFATF勧告も踏まえた対応を進めている。令和3年8月、警察庁・財務省を共同議長とし、関係省庁で構成する「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、同政策会議で策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を公表し、当該行動計画に沿って各種取組を進めており、例えば、マネロン等対策に係る監督態勢の強化や、省庁間で連携したマネロン等対策に係る金融検査の実施、所管業者の理解向上のためのアウトリーチの実施等に取り組んでいる。同行動計画に沿って、同年12月に、刷新されたマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に係る国のリスク評価書（犯罪収益移転危険度調査書）を公表したほか、4年1月末からは、法人の実質的支配者の透明性向上に資するため、株式会社の申出により商業登記所が実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始されている。また、同年5月19日に開催した第3回「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」にて、FATF第五次対日相互審査も見据えた我が国のマネロン対策等の政府方針を示す「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定し、同基本方針に基づき、マネロン対策等を推進していくこととしている。

マネロン等対策に資する法整備については、第208回国会にて、暗号資産が制裁措置の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するため、「外国為替及び外国貿易法」を改正した。また、金融のデジタル化の進展やマネロン等対策に関する国際的な要請の高まりに対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図ることを目的として、資金決済法等の改正法案を提出した。このほか、FATF第四次対日相互審査での指摘等を踏まえた必要な法整備について、内閣官房FATF勧告関係法整備検討室を中心に検討を進めている。（2—(4)—④、4—(2)—②）

【小型無人機対策の推進】〈内閣官房・警察庁・文部科学省・国土交通省・防衛省・海上保安庁〉

近年、小型無人機の普及や機能向上に伴う利活用が進展する一方、外国において小型無人機を用いたテロ事案等が発生するなど、その脅威が高まっている。こうした現状を踏まえ、平成30年10月、小型無人機等の飛行による重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止等に関する対策に係る事務を処理する小型無人機等対策推進室を内閣官房に設置した。また、防衛関係施設並びにラグビーワールドカップ2019及び東京2020大会に係る大会関係施設及び関係者の輸送に際して使用される空港について、その周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の制限等を内容とする「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会へ提出し、令和元年5月に成立した（同年6月に施行。）。その後、空港周辺での無人航空機らしき物体の目撃情報が原因の滑走路閉鎖事案等が発生したことを受け、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するために、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（小型無人機等飛行禁止法）」の対象施設に空港を追加し、国土交通大臣が指定する空港について、その周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を制限すること等を内容とする「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回国会へ提出し、2年6月に成立した（同年7月に小型無人機等飛行禁止法に係る部分を施行。）。

警察庁においては、ドローンを発見する「検知器」や、発見したドローンに対処する「ジャミング装置」、「迎撃ドローン」、「ネット発射装置」等の資機材について、都道府県警察への整備を推進している。また、警察では、当該資機材を効果的に活用するための各種訓練を実施するなどして、小型無人機への対処能力の向上に取り組んでいる。

文部科学省においては、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（以下「ラグビー

特措法」という。」に基づき、ラグビーワールドカップ2019に向けて関係省庁及び大会組織委員会と連携し、小型無人機等の飛行を禁止する対象大会関係施設等の指定を行う（令和元年9月）とともに、主に試合を観戦する観客を対象に、政府広報をはじめ様々な広報媒体を用いた周知に取り組んだ。東京2020大会に向けては、2年3月に、オリンピック聖火リレーのルートとその関係行事の実施会場（3月20日から4月25日までのルート等）を、小型無人機等の飛行を禁止する区域として指定した（聖火リレーの延期に伴い、3月26日以降のルート等については指定解除）。

3年に東京2020大会が開催された際には、同年3月から8月にかけて、改めてオリンピック・パラリンピック聖火リレーのルートとその関係行事の実施会場を小型無人機等の飛行を禁止する区域として指定した（聖火リレーが中止された地域については、随時指定を解除）。また、東京2020大会の競技会場等についても、関係省庁及び大会組織委員会と連携しつつ、小型無人機等の飛行を禁止する区域として指定した。これら東京2020大会における小型無人機等の飛行禁止区域の指定に関しては、政府広報をはじめ様々な広報媒体を用いた周知に取り組んだ。

国土交通省においては、ラグビーワールドカップ2019の際、ラグビー特措法に基づき小型無人機等の飛行を禁止する空港を指定するとともに、指定された空港において巡回警備の強化や正当な理由なく小型無人機を空港に持ち込む行為の禁止を行い、また、全空港において小型無人機の航空機内への持込禁止の措置を講じた。さらに、空港での掲示や機内誌への掲載等あらゆる手段により、外国人観光客向けを含め無人航空機の飛行規制に関する周知を行った。東京2020大会の際にも小型無人機等の飛行を禁止する空港を指定するなどの措置を講じた。また、元年度より、主要空港においてドローンの飛行を検知するシステムの導入を進めており、さらに、2年7月には、小型無人機等飛行禁止法に基づき、小型無人機等の飛行を禁止する空港（8空港）を指定した。航空機の安全に影響を及ぼす事態を防止する対処能力を向上させるため、3年度に他の空港（4空港）にもドローンの飛行を検知するシステムを導入した。

海上保安庁においては、ドローンの位置を特定する検知器、発見したドローンに対処するジャミング装置、ネット発射装置等の資機材について、更なる充実・強化を進めるとともに、ドローンを用いたテロ等の脅威への対処能力の向上に取り組んでいる。

防衛省においては、飛行禁止の対象となる防衛関係施設の指定を進めるとともに、我が国防衛の基盤である駐屯地・基地等を防護するために、小型無人機対処器材を整備し、小型無人機への対処態勢の強化を進めている。（2－(4)－⑦）

【国際テロ情報収集・集約体制等の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉

官邸を司令塔として、政府が一丸となって情報収集を含む国際テロ対策の強化に関する取組を推進するため、平成27年12月、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」、内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」の下に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」を新設するとともに、拠点となる在外公館に国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する適任者を配置した。また、28年7月に発生したダッカ襲撃テロ事件等一段と厳しさを増す国際テロ情勢を受け、同年9月、「国際テロ情報収集ユニット」関係要員の約倍増を決定し、その後措置するなど、体制の強化を図った。このような体制の下、邦人関連テロ事案の発生時に迅速な情報収集が可能となるよう各国治安・情報機関との緊密な関係を構築するとともに、この種の情報の収集を専門的に行うための環境の整備に取り組んできたところであり、収集・集約された国際テロ情報は、官邸・政策部門や関係省庁に提供され、情勢判断や政策決定に活用されている。今後とも、関係省庁間の検討に基づき、国際テロ情報収集・集約・共有機能の強化を推進していく。さらに、国際テロ対策等に資する

情報の集約強化のため、30年8月、「国際テロ情報集約室」に「国際テロ対策等情報共有センター」を設置した。同センターには、関係11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供している（令和3年10月1日付で「国際テロ対策・経済安全保障等情報共有センター」に名称変更）。

（2－(1)－②、2－(5)－①・③、2－(6)－③）

【情報コミュニティ間における情報共有体制の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉

平成26年1月、国家安全保障局長を内閣情報会議と合同情報会議の構成員に加えるとともに、29年2月、内閣官房国際テロ情報集約室情報収集統括官を合同情報会議の構成員に加えた。また、令和3年7月及び4年1月、定例の内閣情報会議を開催した。（2－(5)－①・③、2－(6)－③）

【在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官及び警備対策官の体制強化】〈警察庁・外務省・防衛省〉

平成26年度から、在外公館における軍や治安・情報機関からの情報収集活動、在外公館警備を強化するため、アフリカや中東、東南アジア地域を始めとする国に警察アタッシェ、防衛駐在官及び警備対策官を新規派遣等している。また、防衛駐在官を新規派遣するとともに、欧州や東南アジア地域などにおける兼轄国を拡大し、これらの地域でも情報収集体制を強化している。防衛駐在官については、令和3年度末にニュージーランド、スペインに新規派遣、イスラエルに追加派遣するとともに、4年度中にカナダへの新規派遣を計画している。（2－(5)－②）

【TRT-2の充実強化】〈警察庁・外務省〉

警察庁においては、平成26年度から、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）について、外事特殊事案対策官の新設及びTRT-2の事態対処能力向上のための増員の措置を行ったほか、TRT-2要員全員に対する数次旅券の発給、各都道府県警察の職員から指定された要員を集めた図上訓練、TRT-2の活動に用いる装備資機材の充実のための予算措置、派遣地域の言語や情勢に応じた要員の確保・養成等の取組を推進し、TRT-2の事態対処能力の向上を図っている。（2－(5)－④）

【カウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・宮内庁・公正取引委員会・警察庁・個人情報保護委員会・カジノ管理委員会・金融庁・消費者庁・デジタル庁・復興庁・総務省・消防庁・法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省・防衛装備庁〉

カウンターインテリジェンス機能の強化のため、「カウンターインテリジェンス推進会議」を通じて関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進を図っているほか、内閣官房内閣情報調査室に設置された「カウンターインテリジェンス・センター」において、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供している。

公安調査庁においては、懸念国による対日有害活動に的確に対処するため、懸念国による情報収集活動や浸透・影響力工作の実態、外国資本による重要施設周辺等での不動産取得事案などに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供している。（2－(5)－⑤）

【特定秘密の保護に関する法律の的確な運用の確保】〈内閣官房〉

平成26年12月に施行された「特定秘密の保護に関する法律」や「特定秘密の保護に関する法律施行令」、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」等に基づき、各府省庁において、特定秘密の保護のための措置が的確に実施されるよう、内閣官房内閣情報調査室が特定秘密の保護に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行っている。

(2-(5)-⑤)

【国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進】〈外務省・財務省〉

国際連合、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）、G7等の多国間枠組みや日ASEAN、ASEAN地域フォーラム（ARF）等の地域フォーラム、二国間のテロ対策協議等を活用し、テロに対抗するための国際的な取組に参加・貢献している。特に、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」にも鑑みつつ、ODA等を戦略的に活用するなどして、水際対策、情報共有の強化、稳健派育成のための教育支援等、アジアを中心とした途上国へのテロ及び暴力的過激主義対策支援を積極的に行っており、出入国管理、航空保安及び海上保安、税関協力、テロ資金対策、化学・生物・放射性物質・核（CBRN）テロ対策等幅広い分野で、研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材の供与等の各種支援を実施してきている。30年3月には東京にてGCTF調整委員会会合を開催し、アジアにおけるテロ情勢を共有するとともに同地域の支援について各国に協力を呼びかけた。31年3月のクライストチャーチ・テロ事件では、実行犯により、テロ映像がSNSで生中継され、拡散した。テロ目的のインターネット悪用問題は国際社会においても喫緊の課題とされ、本件問題に対する危機意識の高まりを受け、我が国は議長国として令和元年6月に主催したG20大阪サミットにおいて、「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義（VECT）によるインターネットの悪用の防止に関するG20大阪首脳声明」をとりまとめた。

また、平成29年12月及び30年6月には、アジア地域から刑事司法・治安関係者を招へいの上、同地域における法執行機関の能力強化に関する東京会合を実施し、各国のテロ対策に係る課題を共有するとともに、我が国のテロ対策に係る施策の共有を行った。

さらに、我が国は国際連合安全保障理事会決議第1267号及び第1373号等に基づき、テロリスト等に対する資産凍結等の措置を実施している。当該措置の対象者及び団体は、告示で指定されており、令和4年4月20日現在で397人119団体に対し、外国為替及び外国貿易法等に基づく資産凍結等の措置を講じている。 (2-(6)-①)

【第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の開催と成果展開】〈法務省・外務省〉

国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）は、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、令和3年（2021年）3月に京都で開催された。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するとともに、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式を活用し、史上最多の参加登録人数・参加国数等を記録した。これにより、我が国のリーダーシップの下、コロナ禍においても、犯罪との戦いを諦めないという国際社会の強い決意・姿勢を示すことができた。

京都コングレスの全体テーマは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」であり、テロや新興犯罪を含むあらゆる形態の犯罪を防止し、対処するための国際協力及び技術支援等について議論が行われ、成果文書として、国連及び国連加盟国が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた「京都宣言」が全会一致で採択された。

我が国は、京都宣言の実施に係る取組の積極的な展開を通じ、安全・安心な社会の実現に貢献する

とともに、法の支配に裏打ちされたルールに基づく国際秩序形成に取り組んでいる。具体的には、我が国の官民連携による再犯防止の知見を活かした再犯防止国連準則の策定、次世代を担う若者のエンパワーメントを目的とする法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（CoI-YF）及び国際協力を一層推進するためのアジア太平洋地域における刑事実務家による情報共有プラットフォームであるアジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）の定期開催などに取り組んでおり、第1回CoI-YFを3年10月に、第1回Crim-APを4年2月に、それぞれ開催した。（2-（6）-①）

【在外邦人保護のための情報発信】〈外務省〉

平成27年5月、シリアにおける邦人殺害テロ事件等を受け、「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」を策定した。また、同提言等を踏まえ、治安・テロ情勢や安全対策に関する官民間の双方向での情報共有及び危機管理意識の醸成等を図るため、外務本省における「海外安全官民協力会議」や在外公館における「安全対策連絡協議会」、国内外における海外安全対策に係るセミナーを一層積極的に開催するなど、民間企業等との連携強化及び情報発信に努めている。

28年7月に発生したダッカ襲撃テロ事件を受け、同年8月、同提言を点検し、更に強化すべき方策を示した報告書を策定するとともに、これに基づき、より一層の安全対策強化に取り組んでいる。具体的には、同年9月、日本企業の海外展開に関係する30の組織・機関が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を立ち上げ、同ネットワークを通じ中堅・中小企業を含めた幅広い企業関係者に対し、安全対策に関する取組や危険情報を効率的に共有している。また、国民に適時・適切かつ効果的な情報伝達を行うため、人気劇画「ゴルゴ13」を活用した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を作成し、単行本を全国で配布しているほか、同マニュアルの動画版を作成し外務省海外安全ホームページに掲載している。令和3年3月、感染症とテロといった複合的なりスクに適切に対処する必要性を伝えるため、新エピソード及び解説を加えた同マニュアルの増補版を作成し、4年4月、当該新エピソード及び解説の動画版を公表した。加えて、同マニュアルを始めとする様々なマニュアル・パンフレット等を作成し、海外安全ホームページでの掲載や配布等を通じて、在外邦人の安全対策の一層の強化に努めている。

海外安全ホームページについては、障害のある方にも広く同ホームページを利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティ対応を推進するとともに、安全情報をより分かりやすく発信するために地図機能のシステムを改修した。また、各地の大学・高校等に外務省職員がオンライン形式のセミナーを通じて、海外留学における安全対策講座を実施する等、海外留学生や短期渡航者の安全対策意識の向上に努めた。

加えて、海外渡航に関連するウェブ検索を行った者等に対して海外安全ホームページ内のコンテンツへのリンクをバナーや検索結果の上位に表示する形のデジタル広告を行っている。

国際協力事業関係者については、平成28年8月に発表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に基づき、（1）脅威情報の収集・分析・共有の強化、（2）事業関係者及びNGOの行動規範、（3）ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、（4）危機発生後の対応、（5）外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方についての安全対策を着実に実施している。（2-（6）-③）

【「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結】〈警察庁・法務省・出入国在留管理庁・外務省〉

平成26年2月、査証免除制度の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、両国国民の安全を強化するため、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ

合衆国政府との間の協定」に署名するとともに、第186回通常国会へ提出し、同年6月、締結について承認を得た。また、同協定を実施するための「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」を同国会へ提出し、同年5月に成立した。なお、30年12月、両国政府がこの協定の効力発生に必要な内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換したことから、31年1月、同協定が発効し、同法も施行された。（2－(6)－④、4－(5)－④）

【大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

平成28年3月31日・4月1日、安倍総理は米国（ワシントン）において行われた「核セキュリティ・サミット」（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国を含む53か国3機関が出席）に出席し、核物質の最小化と適正管理や国内管理体制の強化を始めとする我が国の核テロ対策に関する各種取組及びコミットメントを表明した。また、同年5月、「核物質の防護に関する条約の改正」が発効した。

「核セキュリティ・サミット」において、今後、IAEAが国際的な核セキュリティの取組に関して中心的役割を果たすことが確認されたことを受け、28年12月、ウィーン（オーストリア）において、IAEAの主催により「核セキュリティに関する国際会議」が開催され、130か国及び17国際機関・団体から2,000人以上が参加した。日本からは、外務副大臣が出席し、核物質の最小化や適正管理の取組の継続、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに、IAEA事務局長との間で、東京2020大会に向け、日本とIAEAが核テロ対策において協力することで一致したことを発表し、30年2月、「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に署名した。これに基づき、令和元年10月、外務省において、IAEA等の協力を得て国内関係省庁・機関による大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練を実施した。また、平成29年6月、東京において、核テロ対策国際会議（核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）全体会合）が我が国の主催により開催され、共同議長国である米国及びロシアを始め、74か国・4国際機関から、約220人の政府高官らが参加した。会議では共同議長声明が発出され、GICNTのこれまでの2年間の活動を踏まえつつ、引き継ぎ能力構築に関する協力を戦略的に実施することや、核セキュリティへの地域的アプローチを促進することなど、今後の活動方針が確認された。

30年7月、横須賀市等において、PSI（拡散に対する安全保障構想）海上阻止訓練「Pacific Shield 18」が我が国の主催により開催され、訓練参加国としてオーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、米国がアセットや人員を派遣したほか、インド太平洋地域等から19か国がオブザーバーとして参加した。同訓練では、洋上及び港湾における阻止訓練や機上訓練等を実施し、大量破壊兵器等の拡散阻止に係る参加各国及び関係機関の連携強化を図るとともに、国際社会の強い意思を示した。

公安調査庁においては、様々な経路を通じた、軍事転用可能な物資・技術の流出等に関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供しているほか、企業・大学等への注意喚起を行っている。（2－(6)－①、2－(7)－①）

【拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省〉

全閣僚から構成される「拉致問題対策本部」において、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の

解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進しており、引き続き、拉致問題解決のため、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しに向けて、全力を尽くしていく。（2－(8)－①・②・③・④）

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

【「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえた再犯防止対策の推進】〈内閣官房・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・中小企業庁・国土交通省〉

平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府として初めてとなる「再犯防止推進計画」を策定し、29年12月に閣議決定した。同計画においては、5つの基本方針の下、就労・住居の確保を始めとした7つの重点課題について115の施策を盛り込んでおり、30年度からは、同計画に基づき各種施策を推進している。

また、令和元年12月には、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定し、「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題（①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進）を掲げ、例えば、3年度から我が国初となる再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した事業を開始するなど、各種取組を加速させている。

なお、「再犯防止推進計画」の計画期間は平成30年度から令和4年度末までとなっており、現在、4年度末の見直しに向けた検討を開始している。（3－(1)－①～⑦、3－(2)－①～③、3－(3)－①～④、3－(4)－①、3－(5)－①・②、3－(6)－①・②）

【地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援】〈警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〉

「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があること等が明記された。これを受け、「再犯防止推進計画」の重点課題の一として「地方公共団体との連携強化等」が明記されたことなどを踏まえ、平成30年度から令和2年度までを事業期間として「地域再犯防止推進モデル事業」を実施し、36の委託先団体において、それぞれの地域の実情に応じた様々な取組が展開された。3年度においては、その成果を踏まえ、地域における効果的な再犯防止の取組の好事例を全国に広く展開するとともに、都道府県と市町村が連携した取組を促進するための協議会等を開催した。4年度からは、地方公共団体等が利用可能な性犯罪者に対する支援ツールを開発するなど、地方公共団体の取組の更なる促進を図ることとしている。（3－(1)－①～⑦、3－(2)－①～③、3－(3)－①～④、3－(4)－①、3－(5)－①・②、3－(6)－①・②）

【高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化】〈法務省〉

矯正施設において、入所中から福祉の支援が必要な者の選定及びその者のニーズの把握を行い、福祉の申請手続等の援助を行うため、社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、支援が必要な者が社会生活に適応するための働き掛けを行っているほか、地域生活定着支援センター等との積極的な連携により、高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等を、各矯正施設及び保護観察所において実施している。

平成26年度から、女子刑務所3庁において、地域の外部専門家等と連携して女子受刑者処遇の充実

を図る体制を整備し、30年度までに対象となる全10庁に拡大した。また、29年度から、認知症傾向のある受刑者を始めとする高齢受刑者の処遇の充実を図るため、男子刑務所においても同様の取組を実施している。

26年度から、刑事施設4庁において、出所後の社会福祉への円滑な移行等を目的として社会復帰支援指導プログラムの策定・試行を行い、29年度からは、全国的に展開しており、令和2年度には、円滑な社会復帰の更なる促進のため、指導内容の一部を見直し、プログラムの充実を図った。

2年度から、高齢等により刑務作業に就業することができない者に対して、作業療法士から定期的な評価やアドバイスを得ながら、身体機能及び認知機能の維持又は向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業について、1庁において試行を開始し、3年度においては、4庁を試行庁に追加し、4年度においては、更に5庁を試行庁に追加している。

4年度から、少年院において、18歳・19歳の特定少年に対し、大人としての自覚を高めるための教育プログラムとして成年社会参画指導を導入した。また、刑事施設においても、おおむね26歳未満の若年受刑者に対して、少年院における矯正教育の知見等を活用しつつ、個々の特性に応じた処遇等を実施すること等について検討を進めている。（3－(1)－①・③・④）

【少年非行対策の推進】〈警察庁〉

少年の健全な育成を図るために、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化が必要であるため、少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、非行少年を生まない社会づくりを推進している。（3－(1)－②）

【検察庁・保護観察所・地域生活定着支援センターにおける起訴猶予処分者等に対する社会復帰支援の推進】〈法務省・厚生労働省〉

起訴猶予処分等が見込まれる者について、処分前に社会復帰のための環境を整えるべく、保護観察所、地方公共団体、民間団体等の関係機関と積極的に連携しながら、被疑者等の生活環境の調整等を行うという入口支援の取組を検察庁において実施している。特に、検察庁と保護観察所との連携においては、「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施」を全国的に実施し、起訴猶予処分等で釈放された後に保護観察所が重点的かつ継続的に生活指導等を行い、福祉サービスや就労等につなげる取組を行っている。このうち、高齢又は障害により自立した生活が困難な被疑者等については、令和3年度から、福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等の業務を開始した地域生活定着支援センターと連携した支援等を行っている。（3－(1)－③、3－(2)－①、②）

【薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化】〈法務省・厚生労働省〉

平成25年度から、法務大臣が指定した更生保護施設において、薬物依存からの回復のための重点的な処遇を実施する専門スタッフを配置し、28年度までに、配置施設を25施設に拡大した。

26年度から、刑事施設における薬物依存離脱指導等の充実に向け、刑事施設において専門スタッフの配置時間を拡大するとともに、少年院の重点指導施設を4庁から8庁に拡大し、うち4庁に新たに法務技官（心理専門職）を配置した。また、27年度には、少年院の重点指導施設を8庁から11庁に拡大するとともに、法務技官（心理専門職）の配置を4庁から6庁に拡大したほか、28年度には、刑事施設における薬物依存離脱指導のより一層の充実を図るため、認知行動療法の手法を取り入れた指導内容に改訂し、更生保護官署との情報連携を強化した。さらに、29年度には、刑事施設において専門スタッフの配置時間を更に拡大し、指導の体制を一層充実させるとともに、刑事施設・更生保護官署

の実務担当者を対象とした合同研修を開催し、施設内処遇と社会内処遇の連携を図ったほか、薬物事犯者を多く収容している女子少年院等の教官のスキルアップに資する研修を実施している。

27年11月、法務省及び厚生労働省の共同により、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、28年4月から実施している。また、刑の一部の執行猶予制度が施行された同年6月から、保護観察所における薬物再乱用防止プログラムについて、その内容を充実させるとともに、特別遵守事項として義務付けて実施する対象を拡大した。さらに、令和4年度は28庁の保護観察所に薬物処遇担当の統括保護観察官を配置し、薬物事犯者に対する処遇体制を強化した。また、平成30年度から、28年度に改訂した刑事施設における薬物依存離脱指導の内容について効果検証のための調査、分析を実施している。（3－(1)－⑤）

【行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進】〈法務省・厚生労働省・国土交通省〉

平成27年度から令和2年度までに引き続き、3年度においても、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進を図った。

また、「再犯防止推進計画加速化プラン」において、満期釈放者に対する受皿等の確保として「居住支援法人と連携した新たな支援の在り方を検討する。」ことを掲げ、刑務所出所者等の住まいの確保やセーフティーネット機能の強化に向けて、2年度から、国土交通省、厚生労働省及び法務省が連携し、関係機関での情報共有や協議を行う「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催している。（3－(2)－①）

【就労支援の推進】〈法務省・厚生労働省〉

平成27年度には、刑事施設において、就労支援スタッフの勤務回数を増加させ、刑事施設5庁において、公共職業安定所の相談員を駐在させる取組をモデル的に開始し、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入、拡充等を行い、少年院においては、就労支援スタッフの配置拡大を行った。また、法務省と厚生労働省が連携して「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しているほか、法務省においては、矯正施設在所中の就職活動支援及び協力雇用主の拡充を行う「更生保護就労支援事業」を26年度から本格的に実施するとともに、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連携を行っている。さらに、28年度には、刑事施設における就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させ、公共職業安定所の相談員の駐在施設を12庁に拡大するとともに、職業訓練に関して、CAD技術科、介護福祉科職業訓練等を拡充したほか、受刑者等の就労支援に関する情報を一括管理し、広域的な就労支援等を行う矯正就労支援情報センター室を東京及び大阪の2つの矯正管区に設置した。29年度には、就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させ、公共職業安定所の相談員の駐在施設を25庁に拡大するとともに、職業訓練に関して、介護福祉科の内容の見直し及び拡充を行い、ビジネススキル科についても拡充した。30年度には、就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させるとともに、職業訓練に関して、建設機械科（大型特殊機械課程）等4種目を拡充したほか、新たに就労マッチングを図るため、職場体験制度を導入した。さらに、同年度、公共職業安定所の相談員の駐在施設を28庁に拡大した。令和元年度には、就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させたほか、新たに常勤の就労支援専門官を刑事施設4庁に配置するとともに、職業訓練に関しては、新たに機械保全科を新設するとともに、介護福祉科の実施施設を拡大した。さらに同年度、公共職業安定所の相談員の駐在施設を30庁に拡大した。2年度には、就労支援専門官の配置庁を刑事施設13庁、少年院2庁に拡大したほか、矯正就労支援情報センター室を全ての矯正管区に設置するとともに、職業訓練に関して、同業種の職業訓練を集約させて、訓練内容の充実化を図るため、建設・土木コース、農業コース、介護コースを開設した。また、同年度には、公共職業安定所の相談員の駐在施設を36庁に

拡大した。さらに、刑務所出所者等の早期離職の課題を解決すべく、同年度から「更生保護就労支援事業」を再編し、「就職活動支援」と「職場定着支援」を主軸として実施している。3年度には、就労支援専門官の配置庁を刑事施設13庁、少年院3庁に拡大した。4年度には、就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させたほか、就労支援専門官の配置庁を刑事施設18庁、少年院4庁に拡大した。また、同年度には、刑事施設12庁に、就労支援を所管する幹部職員である統括矯正処遇官（就労支援担当）を配置した。（3－(2)－②）

【協力雇用主等に対する支援の推進】〈法務省〉

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行う協力雇用主に対して奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を実施している。また、法務省が行う一部の施設整備における競争入札（総合評価落札方式）に関し、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対してポイントを加算する措置を導入し、地方公共団体に対しても、同様の措置の導入について働き掛けを行っている。（3－(2)－③）

【保護司制度の基盤強化】〈総務省・法務省〉

地域社会において再犯防止のために保護司が行っている処遇や犯罪予防活動、地域支援ネットワークの構築、広報啓発活動等を支援し、保護司の負担感を軽減するための方策を実施するとともに、保護司を安定的に確保するため、保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」について、「再犯防止推進計画」も踏まえ、全国の保護司会に整備した。また、平成26年6月、27年11月、令和元年5月及び3年7月、保護司活動について地方公共団体からの一層の理解・協力を得るため、各都道府県知事及び各市区町村長に対し、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名による依頼文書を発出した。（3－(4)－①）

【再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進】〈内閣官房・法務省〉

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会に向けて国民とともに取り組むべく、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。また、国民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解を深めるため、「再犯の防止等の推進に関する法律」第6条において、毎年7月が再犯防止啓発月間と定められたことや、「再犯防止推進計画」の重点課題の一つとして、広報・啓発活動の推進等を掲げたことを受け、同月間を中心として広報・啓発活動を積極的に推進している。広報・啓発活動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オンライン等を活用した非接触型の活動を行っている。（3－(6)－②）

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

【暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進】〈警察庁〉

平成27年8月末以降、短期間に3団体に分裂した山口組については、相互に対立状態が続いていることから、これらの団体に関する情報収集、取締り、警戒活動等を推進している。

特に、六代目山口組と神戸山口組に関する警戒及び取締りの更なる強化を図るとともに、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定するなど暴力団対策法の効果的な活用によって、市民の安全確保及び対立抗争等の封圧に努めている。

また、29年11月、各都道府県警察に対して通達を発出するなどして、準暴力団等に関する実態解明の徹底及び取締りの強化を推進している。（4－(1)－②）

【復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底】〈警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省〉

東日本大震災からの復旧・復興事業から暴力団を排除するため、平成26年3月までに、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県において、県又は市町村単位で各県警察等を事務局とした暴力団排除のための協議会を設立し、関係機関との連携を図っている。（4－(1)－④）

【各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底】〈内閣府・経済産業省・国土交通省・法務省・環境省〉

「建設業法等の一部を改正する法律」により、建設業許可等に係る暴力団排除条項が整備され、受注者が暴力団員等と判明した場合の公共発注者から許可行政庁への通報が義務付けられるとともに、

「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」により、宅地建物取引業免許等に係る暴力団排除条項が整備され、いずれも平成27年4月に施行された。また、「第5次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」により、採石業者及び砂利採取業者の登録拒否の要件等に暴力団員等が追加され、同年12月に施行された。

環境省においては、産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象とした、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講習会を21年度から開催している。

令和元年5月に、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策として、裁判所の判断により暴力団員、元暴力団員、法人で役員のうちに暴力団員等がいるもの等が買受人となることを制限すること等を内容とする民事執行法等一部改正法が成立し、2年4月1日に施行された。（4－(1)－④）

【民間取引等からの暴力団排除の推進】〈金融庁〉

金融庁においては、監督指針等に基づき、金融機関に対して、グループ内や業界団体間での反社会データベースの共有、暴力団排除条項の導入の徹底や適切な事前審査の実施（入口）、事後チェックと内部管理（中間管理）、反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備を求めるなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進している。（4－(1)－⑤）

【適格都道府県センターの認定】〈警察庁〉

平成24年の暴力団対策法の改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用等の差止めを請求できる制度が導入された。また、26年7月までに全ての都道府県暴力追放運動推進センターが認定を受け、六代目山口組の分裂に伴う対立抗争への対応として、認定を受けたセンターの名で事務所使用差止めを求める仮処分命令の申立てを行うなど、差止請求関係業務を推進している。（4－(1)－⑥）

【薬物乱用防止対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

平成25年8月の「薬物乱用対策推進会議」において策定した「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、啓発強化による薬物乱用の未然防止、再乱用防止の徹底、取締りの徹底及び監視指導の強化、水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進等に取り組んできた。

30年8月には「薬物乱用対策推進会議」において「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、「国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策の強化」、「未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応の強化」及び「関係機関との連携を通じた乱用防止対策の強化」の3つの視点から「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を横断的に強化したものであり、同戦略に基づき一層の薬物乱用対策を推進している。(4-(3)-①)

【危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

「薬物乱用対策推進会議」において策定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、危険ドラッグの実態把握の徹底と啓発強化、指定薬物の迅速な指定と取締りの徹底を行ったほか、危険ドラッグ販売店舗等に対する検査命令、販売等停止命令を行い、流通規制を推進した。その結果、平成26年3月時点で全国に215店舗存在した危険ドラッグ街頭店舗について、27年7月までに全ての閉鎖を確認した。

26年11月に医薬品医療機器等法を改正し、検査命令物品を告示して、その販売等を広域的に禁止するとともに、危険ドラッグ販売サイトについてプロバイダ業者に削除要請を行うなど、容易に危険ドラッグ入手できる機会の減少に努めているほか、検査命令等の対象を「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」に拡大し、輸入された危険ドラッグに対しても検査命令を実施するなど、関係機関が連携して水際対策を推進している。また、同年度には、事業者団体による、医薬品医療機器等法の改正を踏まえた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂を支援した。

27年4月から、医薬品医療機器等法上、輸入が認められていない指定薬物の不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された指定薬物について、厳格な水際取締りを実施している。

30年8月から、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」については「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に包含されることとなり、引き続き危険ドラッグ対策の推進を図っている。(4-(3)-③)

【銃器対策の推進】〈内閣官房・警察庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・農林水産省・環境省〉

「銃器対策推進会議」において策定した「銃器対策推進5か年計画」に基づき、銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化、銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理、水際対策の的確な推進、国内に潜在する銃器の摘発等、国際協力の推進、国民の理解と協力の確保等諸対策を推進している。(4-(4)-①～⑤)

【人身取引対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・出入国在留管理庁・外務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

「犯罪対策閣僚会議」において策定した「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を隨時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。また、令和3年6月、「人身取引対策推進会議」を開催し、同行動計画に基づき作成された年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定した。さらに、平成29年6月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益

の規制等に関する法律等の改正がなされ、同年7月に施行されたことにより、同月、我が国は、人身取引を防止し、これと戦うための協力を促進するため、国際的な法的枠組みを構築することを目的とする「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）を締結し、これらに基づく国際協力を一層推進している。（4－(5)－②）

【諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施】〈警察庁・法務省・外務省〉

我が国は、多数国間条約である「刑を言い渡された者の移送に関する条約」（日本を含む68か国が加盟）並びにタイ、ブラジル及びイランのそれぞれと二国間の受刑者移送条約を締結しているほか、令和2年7月には新たにベトナムと二国間の受刑者移送条約を締結した。また、中国との間の受刑者移送条約について、元年12月に締結交渉第6回会合を実施した。

我が国は、これまで米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約（協定）を締結しているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、これら条約（協定）等に基づいて刑事共助を実施している。さらに、ベトナムとの間では、3年11月に刑事共助条約の署名が行われたほか、同年12月にはブラジルとの間で、刑事共助条約の締結交渉第1回会合を実施した。また、我が国は、これまで米国及び韓国との間で犯罪人引渡し条約を締結し、これらの条約に基づいて相互に犯罪人引渡しを実施している。さらに、中国との間では元年6月に犯罪人引渡し条約の締結交渉第7回会合を実施した。（4－(5)－⑤・⑥）

【国際組織犯罪対策の推進】〈警察庁・法務省・海上保安庁・外務省〉

海上保安庁においては、国際連携を強化し、国際組織犯罪対策を推進するため、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関との薬物情勢や取締体制の現状に係る情報交換を定期的に実施しているほか、日本、ロシア、韓国、カナダ、アメリカ及び中国の6か国と海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム長官級会合」及びアジア地域の22か国1地域1機関の海上保安機関が参加する「アジア海上保安機関長官級会合」に原則毎年参加し、北太平洋及びアジア地域における海外取締機関との連携を図っている。

外務省では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国際刑事警察機構（ICPO）を通じて、東南アジア諸国等の法執行機関職員の能力向上を支援している。（4－(5)－⑦）

【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】〈環境省〉

平成30年6月、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の改正法を施行し、希少野生動植物種の取引に関する規制強化を図った。また、取引監視に係る環境省職員を増員し、監視体制を強化するとともに、引き続き関係省庁等と連携し、違法取引等に係る捜査協力や情報交換、適切な取引に関する普及啓発等を行っている。（4－(6)－⑥）

【文化財の不法な輸出入等の規制等】〈文部科学省〉

日本は平成14年に文化財不法輸出入等禁止条約を締結、同年に国内において同条約の実施に関する法律を施行した。同法に基づき、毎年、空港利用者及び一部の税関等に、同条約及び同法の内容を解説したリーフレットを配付し、啓発を図っている。（4－(6)－⑦）

5 活力ある社会を支える安全・安心の確保

【子供の性被害防止に係る対策の推進】<内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省>

「犯罪対策閣僚会議」において策定した「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開、国際社会との連携の強化、児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援、児童に対する加害行為に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策、被害児童の迅速な保護及び適切な支援、被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生、児童が性被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化等を推進している。（5－(1)－①・②・④・⑨）

【児童虐待対策の推進】<厚生労働省>

平成27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルについて、虐待を受けたと思われる子供を見つける時等に、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、これまでの10桁番号から3桁番号「189」に変更し、運用している。また、28年4月から音声ガイダンスの内容を見直し、児童相談所につながるまでの平均時間を短縮したほか、30年2月から郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセンター方式を導入した。さらに、令和元年12月には無料化など運用改善を行うとともに、ダイヤルの名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」へ変更した。これらを通じて、発信者の利便性の向上に努めている。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、全ての児童が健全に育成されるよう、児童福祉法の理念の明確化とともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等の措置を講ずるとともに、29年6月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」において、児童等の保護についての司法関与の強化等を行った。

子供が亡くなる痛ましい事件が2度と繰り返されないよう、30年7月、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。緊急総合対策では、「緊急に実施する重点対策」として、① 子供の安全確認ができない場合の立入調査の実施や児童相談所と警察の情報共有ルールの明確化など全ての子供を守るためのルールの徹底、② 児童相談所や市町村の体制・専門性強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定を行うこととされたほか、「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知等の児童虐待の早期発見・早期対応、適切な一時保護の実施、適切な司法関与の実施、保護された子供の受け皿確保等を講じることとしている。

これを受け、令和元年度から4年度までの4年間で、現場における児童虐待防止対策を抜本的に強化するため、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することなどを盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を30年12月開催の「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において決定した。なお、児童福祉司に関する目標については、新プランの計画を1年前倒し、令和3年度までに約5,260人の確保を目指すこととした上で、児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、4年1月20日に、4年度目標を5,765人とすることを決定した。

平成31年3月には、関係閣僚会議において、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化する内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定した。同決定では、児童相談所への警察OBの常勤配置や警察職員の出向等の促進、児童相談所と警察の情報

共有や連携に関する協定等の締結の促進など児童相談所と警察の連携を強化することや、一時保護所において個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備の促進、子どもの権利擁護のための相談窓口や第三者委員の設置等など一時保護所の体制を強化することなどが定められている。

また、同決定にあわせて「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、令和元年6月に成立、一部規定を除き、2年4月に施行された。この改正法では、主に、児童の権利擁護として、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと、児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること、児童相談所の設置促進として、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずること、関係機関間の連携強化として、DV対策との連携強化のため、配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めることなどが定められている。

これらの対策に基づき、財政的な措置が必要なものについては、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討をするとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討を行うこととしている。

これまでこうした対策を講じてきたところであるが、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、様々な状況にある子育て世帯を包括的に支援するため、必要な体制強化やサービスの充実を図る必要がある。このため、子どもや家庭に包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や訪問による家事支援など子どもや家庭を支える事業の創設を行うこと等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出した。（5－(1)－③）

【学校安全推進事業】〈文部科学省〉

各都道府県において防犯教室の講師を担うなど、学校安全について指導的な役割を果たしている教職員や都道府県教育委員会の指導主事を対象とした学校安全に関する講習会の開催を支援しているほか、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、防犯を含む学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援している。（5－(1)－④・⑧・⑨）

【地域ぐるみの学校安全部制整備推進事業】〈文部科学省〉

学校安全ボランティアを活用し、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、警察官OB等から成るスクールガード・リーダーによる学校安全ボランティアに対する警備ポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援等を推進している。（5－(1)－④・⑧・⑨）

【ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進】〈内閣府・警察庁〉

警察においては、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に的確に対処するため、警視庁及び各道府県警察本部において、所要の体制を構築し、的確な対応の徹底を図っている。また、令和3年5月に成立した「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、改正後のストーカー規制法の規定を積極的に適用し、ストーカー事案に対処している。

内閣府と警察庁においては、ストーカー対策の抜本的強化のため、「ストーカー総合対策関係省庁

会議」を開催し、警察庁において開催した「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」が平成26年8月に取りまとめた報告書における提言を踏まえ、被害者支援の取組の在り方等について検討し、27年3月、「ストーカー総合対策」を取りまとめた。また、29年4月、同総合対策を改訂し、関係機関と連携したストーカー被害者支援、加害者の更生に向けた取組等を一層推進している。

内閣府においては、令和2年4月に「DV相談プラス」を開設して、被害者の多様なニーズに対応できるよう、24時間対応の電話相談に加えて、SNS・メール相談、外国語対応やWEB面談での対応、さらには、全国の民間支援団体のネットワークとも連携し、必要な場合には、関係機関への同行支援や保護まで対応している。また、配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援しやすくするため、全国共通の電話番号を設定し、発信地域の情報から最寄りの相談窓口に電話を自動転送するサービスを実施しており、同共通番号について、2年10月から、短縮番号（#8008）を導入している。さらに、2年度から、民間シェルター等による被害者支援が更に充実するよう、地方公共団体と民間シェルターが連携して行う先進的な取組を交付金により支援するとともに、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、配偶者暴力相談支援センター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象としたオンライン研修教材の開発・提供を実施した。

加えて、3年3月に女性に対する暴力に関する専門調査会において取りまとめられた「DV対策の今後の在り方」等に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の見直し等を行うほか、DV対策抜本強化局長級会議等を開催し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に係る施策の抜本強化に向け検討を進めている。（5-（1）-⑤）

【女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施】〈内閣府〉

毎年11月12日から25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けて、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。運動期間には、全国各地のランダムマークや施設をこの運動のイメージカラーであるパープルにライトアップする「パープルライトアップ」を実施している。

女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、令和2年度から、若年層に対する効果的な予防啓発を実施するため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体職員等を対象としたオンライン研修教材の開発・提供を実施した。（5-（1）-⑤）

【性犯罪・性暴力被害者等に対する支援】〈内閣府〉

政府では、令和2年6月に、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」をとりまとめ、4年度までの3年間を、「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等を進めている。（5-（1）-⑤）

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの質の向上及び運営の安定化を図るとともに、各都道府県の実情に応じた取組を支援している。また、2年10月からは、発信地の最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号（#8891）の運用を開始し、3年10月からは、ワンストップ支援センターが24時間365日運営していない都道府県においても、被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、国において、夜間休日に対応できるコールセンターを設置した。さらに、性犯罪被害者等が安心して相談でき、必要な支援

を受けられる環境を整備するため、2年度から、地方公共団体の職員やワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材の開発・提供を実施した。（5－(1)－⑤）

【若年層を対象とした性的な暴力に係る対策の推進】〈内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省〉

令和3年から、入学・進学時期に当たる4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と位置付け、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、AV出演被害、JKビジネス等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進している。

また、4年4月1日施行の成年年齢の引下げに伴い、AV出演被害を防ぐため、同年3月31日に決定されたアダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づき、集中的な広報・啓発の実施や、学校教育の現場などで教育啓発を進めるほか、各種法制度の運用を強化するなどの取組を進めている。（5－(1)－⑤）

【いじめ問題への対応の強化】〈文部科学省〉

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（29年3月改定）を策定するとともに、同法及び同基本方針の周知徹底を図っている。

令和4年度予算において、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期対応、教育相談体制の整備等を実現するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実、SNS等を活用した相談体制の整備推進等を内容とする「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」に要する経費を措置しており、地方公共団体におけるいじめ問題等への対応を引き続き支援することを予定している。（5－(1)－⑦）

【登下校時における子供の安全を確保するための対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〉

平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において策定した「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時の防犯対策に係る地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、不審者情報等の共有及び迅速な対応、多様な担い手による見守りの活性化及び子供の危険回避に関する対策の促進といった各種取組を推進している。

令和元年5月に発生した川崎市における児童等殺傷事件を受け、地域における見守り活動の強化、小学校に加えて中学校と警察署との間で不審者情報等を共有する体制の構築等の取組を推進している。（5－(1)－④・⑧・⑨）

【特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策の推進】〈警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省、その他各府省庁〉

令和元年6月、犯罪対策閣僚会議において策定した「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき、全府省庁において、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々と連携し、公的機関、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を多種多様な媒体を活用して展開するなど被害防止対策を推進している。また、電話転送サービスを介した電話番号の悪用への対策をはじめとする犯行ツール対策の強化のほか、効果的な取締り等を推進している。（5－(2)－①・②・③）

【生活経済事犯や特殊詐欺に悪用される犯罪インフラ対策の推進】<警察庁>

警察においては、特殊詐欺や生活経済事犯の予防及び被害拡大防止のため、携帯電話事業者（MVNO（仮想移動体通信事業者）を含む。）に対し、役務提供の相手方等が、偽造身分証によって契約を行うなど本人確認に応じていないと認められるものや、レンタル携帯電話事業者が、携帯電話貸与の際、本人確認義務違反を行っていたものについて、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供の拒否が行われるよう、情報提供を行っているほか、特殊詐欺に使用された電話に対して、繰り返し架電し、警告メッセージを流す警告電話事業を行っている。また、犯罪利用預貯金口座の金融機関への情報提供や犯行拠点の供給遮断に向けた不動産業界との連携等の各種対策を推進している。さらに、特殊詐欺に利用された電話番号のうち、固定電話番号は令和元年9月から、050IP電話番号は3年11月から、主要な電気通信事業者に利用停止要請を行うなどの対策を実施している。（5－(2)－②、5－(3)－②・⑥）

【模倣品・海賊版対策の強化】<内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省>

平成25年に策定した「知的財産政策ビジョン」、30年に策定した「知的財産戦略ビジョン」、及びこれらを踏まえた毎年度の行動計画である「知的財産推進計画」に基づき、模倣品・海賊版の水際や国内での取締り強化、消費者の意識啓発や海外での取締り要請等、関係省庁が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。特に、悪質な海賊版サイトに関しては、令和元年10月に取りまとめた「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を公表し、3年4月、その後の各取組の進捗を踏まえて、その更新版を公表した。また、総務省においては、2年12月に「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」を公表し、関係省庁・関係団体及び事業者と連携して取組を推進している。中国に対しては、平成30年12月の北京及び令和元年7月の上海・南京への「知的財産保護官民合同訪中代表団（実務ミッション）」の派遣、平成31年1月及び令和3年4月の「日中知的財産権ワーキング・グループ」や3年11月の「日中経済パートナーシップ協議」などを通じて、中国政府に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関して幅広く意見交換を実施するなど、グローバルな知的財産権侵害対策を推進するため、二国間協議や経済連携協定交渉等の機会を活用して、知的財産権保護強化の働き掛けを実施している。また、2年6月、著作権法が改正され（令和2年法律第48号）、リーチサイト規制等の一部改正事項については、同年10月1日、侵害コンテンツのダウンロード違法化等については、3年1月1日から施行されている。（5－(3)－①）

2年12月に改正種苗法が成立し、3年4月に施行され、登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為等については育成者権の効力が及ぶこととなった。また、4年4月から登録品種の増殖は、農業者による自家増殖も含め育成者権者の許諾が必要となり、登録品種の適切な管理が容易になった。農林水産省では、改正種苗法について農業者、種苗業者等を対象とした説明会を開催し、周知を図っている。（5－(3)－①）

3年5月に改正商標法及び意匠法が成立し、4年3月に改正関税法が成立した。これら改正法は4年秋までに施行され、海外事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品が税関による取締りの対象となる。施行に向けて、善意の輸入者に不測の損害を与えることがないよう十分な広報等に努めることとしている。（5－(3)－①）

【悪質商法等に対する厳正な処分の実現】<消費者庁>

特定商取引法においては、権限委任を行うとともに、指揮監督下にある経済産業局と緊密な連携の

下、執行を一元的に実施しており、令和4年度においても「消費者基本計画」に基づき、引き続き、悪質事案に対して厳正に対処している。さらに、特定商取引法における通信販売の詐欺的な定期購入商法対策や、預託法における販売預託の原則禁止を主な内容とする「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が3年6月に成立した。消費者庁においては、悪質商法への対策強化を図るため、改正法の施行に向けた準備を進めている。

また、悪質商法等による消費者の財産被害事案について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、「消費者安全法」に基づく調査を行い、悪質事業者の手口及び事業者名を公表して消費者に対する注意喚起を行っている。また、金融機関に対し、悪質事業者の金銭回収口座の情報を提供し、預金口座を凍結する際の判断材料としてもうなど、関係機関等に対して情報提供を行っている。（5－(3)－②）

【悪質商法等による消費者被害の防止】〈消費者庁〉

平成26年の消費者安全法改正により、高齢者等における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、関係機関等と情報を共有しつつ、消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保地域協議会を組織できることとなった。

消費者庁においては、「地方消費者行政強化作戦」（27年3月策定）において人口5万人以上の全市町村で消費者安全確保地域協議会を設置することを目標に掲げ、取組を推進した。その後、「地方消費者行政強化作戦」を改定した「地方消費者行政強化作戦2020」（令和2年4月策定）において消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上を目標に掲げ、引き続き取組を推進している。（5－(3)－③）

【事業者の内部公益通報対応体制整備の推進】〈消費者庁〉

事業者に対する、内部公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設置、調査、是正措置等）の義務付けや、その実効性確保のための行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）の導入を内容とする「公益通報者保護法の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、公布された。

改正法について、4年6月1日の施行に向けて、消費者庁においては、3年8月に内部公益通報対応体制整備に係る指針を告示し、同年10月に同指針の解説を公表したほか、説明会の開催や解説動画の公開などの周知・啓発活動を行っている。（5－(3)－④）

【食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化】〈消費者庁〉

不当表示等に対する行政の監視指導態勢の強化や表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の確立等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が平成26年12月に施行された。また、課徴金制度導入を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が28年4月に施行された。これらの法律の適切かつ厳正な運用等を通じて、不当表示等に対する行政の監視指導態勢の強化や表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の更なる拡充等に向けた取組を推進することとしている。（5－(3)－⑤）

【犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援の推進】〈警察庁〉

警察庁において開催した「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が平成27年4月に取りまとめた報告書における提言を踏まえ、28年度から、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算措置するとともに、各都道府県警

察に対して施策の適切な実施と予算獲得を指示することにより、被害者支援の一層の推進に努めたところ、30年7月に同制度の全国展開が完了した。（5－(6)－②）

【性犯罪被害相談電話番号の統一化による被害者支援の推進】〈警察庁〉

潜在化しやすい性犯罪の被害者がより相談しやすくなるよう、性犯罪被害に係る相談体制を充実させるため、平成29年8月から、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号の運用を開始し、31年4月から全国で24時間運用を実施している。また、性犯罪の被害者に広く利用されるよう、広報・周知のための取組を推進している。（5－(6)－②）

【犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進】〈警察庁〉

犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）」に合わせ、中央及び複数の地域で、関係府省庁、犯罪被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等と協力し、啓発事業を実施している。（5－(6)－③）

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

【不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進】〈出入国在留管理庁〉

「摘発方面隊」による摘発を推進するなど、不法滞在者対策に取り組んでいるほか、退去強制令書が発付された者については、チャーター機を活用するなどして安全かつ確実な送還を実施している。他方、一部の国では、退去強制令書が発付されているにもかかわらず、自国民の引取りを拒む例が見られることから、関係機関の理解と協力を得つつ、当該国に対し自国民の引取りを求めていくこととしている。

また、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」を設置し、送還忌避者の増加や収容の長期化を防止するための方策について有識者の方々で議論し、「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を取りまとめ、令和2年7月14日、法務大臣に報告書が提出された。当該提言を踏まえ、様々な御意見・御指摘にも耳を傾けながら検討を行い、第204回通常国会に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は同国会において成立せず、衆議院の解散に伴い廃案となつたが、送還忌避・長期収容問題の解決は喫緊の課題であり、そのための法整備を早期に行うべく検討を進めている。

在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された中長期在留者に係る「事実の調査」や在留資格取消手続の的確な実施等、偽装滞在者対策を推進しているところ、平成29年1月の改正入管法の施行により、在留資格取消手続に係る事実の調査の実施主体に入国警備官が加わったほか、取消事由の拡充、不正に上陸許可等を受けた者に係る罰則の整備がされた。（6－(2)－①）

【「共生社会の実現」に向けた情報収集・分析機能の強化】〈公安調査庁〉

公安調査庁においては、安心して外国人と共生できる社会の実現に向け、外国人に対する排外的、差別的な活動や過激派等による外国人の取込み、組織化に向けた動きなど共生社会の実現にとって阻害要因となる動向に関する情報収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供している。（6－(3)－①）

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

【地方警察官の増員等の人的基盤の強化】<警察庁>

最近の治安情勢を踏まえ、平成27年度から29年度までの3年間で、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のため、地方警察官（3,000人）の増員を措置した。

令和2年度には、国境離島における事態対処能力の強化を図るため、地方警察官（159人）の増員を措置し、沖縄県警察に国境離島警備隊が発足した。

警察庁においては、緊急事態への迅速・的確かつきめ細やかな対応を可能とする体制を構築するため、警備運用部を新設した。また、4年度において、サイバー空間の脅威への対処能力の強化、国際テロ対策・経済安全保障の強化、警察業務のデジタル化・高度化等のため、警察庁職員（132人）の増員を措置した。（7-（1）-①）

【治安関係機関の増員等の人的基盤の強化】<法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁>

法務省では、平成26年度から令和3年度までの増員に引き続き、4年度において、検察庁職員（240人）、矯正官署の職員（刑事施設412人、少年院43人及び少年鑑別所15人）、更生保護官署の職員（地方更生保護委員会3人及び保護観察所33人）、出入国在留管理庁の職員（285人）及び公安調査局等の職員（76人）の増員を措置した。

財務省では、平成26年度から令和3年度までの増員に引き続き、4年度において、テロ対策を含む水際取締体制の強化等のため、税関職員（295人）の増員を措置した。

厚生労働省では、平成26年度において、危険ドラッグ対策における取締体制の強化のため、麻薬取締官（地方厚生局29人）の緊急増員を措置した。また、令和4年度においても、密輸対策の強化等のため、密輸事犯に専従で対応する担当課の新設等の組織改正を実施した。

海上保安庁では、平成26年度から令和3年度までの増員に引き続き、4年度において、戦略的海上保安体制の構築及び国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化へ対応するため、海上保安官（424人）の増員を措置した。（7-（1）-②）

【生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備】

<警察庁・海上保安庁>

警察庁では、昨今の交番等勤務員に対する襲撃事件の発生を受け、新型拳銃入れの整備等、地域警察官の現場執行力を充実・強化するための取組を推進している。

また、令和4年度予算において、現場執行力の強化に要する経費として、警察用車両、航空機及び装備資機材の整備に要する経費（3,568百万円）を措置した。

海上保安庁では、令和4年度予算において、戦略的海上保安体制の構築及び国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化のため、巡視船艇・航空機等の整備に要する経費（36,426百万円）を措置した。（7-（1）-③）

【治安関係施設の整備の推進】<警察庁・法務省>

警察庁では、令和4年度予算において、警察活動の拠点となる警察署等を整備するとともに、機動隊庁舎、警察学校等の建設・修繕を実施するための経費として、警察活動の拠点施設の整備に要する経費（16,896百万円）を措置した。（7-（1）-④）

【重要無線通信妨害対策の推進】<総務省>

重要無線通信妨害事案の発生時の対応強化のため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、妨害原因排除のための迅速な出動体制を維持している。（7－(1)－⑪）

【死因究明体制の強化】<警察庁・厚生労働省・海上保安庁>

死因究明等推進基本法の規定に基づき、令和3年6月に新たな「死因究明等推進計画」が閣議決定され、関係省庁において同計画に掲げられた施策を推進している。

例えば、警察においては、検視官の体制整備等により、平成25年に62.7%であった検視官の臨場率が、令和3年に80.7%まで向上し、海上保安庁においては、平成23年から令和3年までに検視等を担当する鑑識官を78部署に配置して現場臨場できる体制を整備したほか、厚生労働省においては、検査能力向上を目的とする講習会を平成26年度から日本医師会に委託して実施するとともに、各地域の状況に応じた死因究明体制のモデルの整備を行うなどしている。また、関係府省庁が連携して、関係機関・団体等に対し、地方の状況に応じた死因究明等施策の検討を目的とした、死因究明等推進協議会設置の協力を依頼し、これまでに44都道府県において設置された。（7－(1)－⑫）

【客観的な証拠収集方法の整備】<警察庁・法務省>

平成26年4月、犯罪関連情報の更なる有効活用を図るとともに、捜査支援のための各府省庁や民間企業への働き掛けにおける取りまとめ機能を強化するため、警察庁に捜査支援分析管理官を新設するとともに、同年度及び27年度において、警察庁では、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充のため、警察庁職員（26年度：20人、27年度：16人）の増員を措置した。また、令和4年度予算において、DNA型鑑定の一層の強化及び第一線警察における科学捜査力の充実等を図るため、鑑識・鑑定資機材等客観証拠重視の捜査のための基盤整備に要する経費（9,112百万円）を措置した。

また、令和4年度予算において、法務省では、検察庁におけるデジタル・フォレンジックに要する経費を始めとした客観的な証拠収集方法の整備に要する経費（1,142百万円）を措置した。（7－(2)－②）

【犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化】<警察庁>

警察庁では、平成31年1月から、「リアルタイム検知ネットワークシステム」の、インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等の集約・分析能力を更に強化して運用している。このシステムにより分析した結果をインターネット観測結果として重要インフラ事業者等へ情報提供しているほか、警察庁ウェブサイト「@police」で広く一般に公開しており、令和3年3月には、脆弱性が存在する複数のIoT機器を標的としたアクセスの増加等の分析結果を同ウェブサイトに公開し、適切な被害防止対策を講ずるよう注意喚起を行った。（7－(2)－③）

また、海外治安機関等との情報共有によるデジタル・フォレンジックに係るノウハウ・技術の蓄積、技術力の向上等を推進するため、ICPO加盟国の法執行機関に加えて、国内外の民間企業や学術機関が参加する専門家会合に平成28年から参加しており、デジタル・フォレンジックに関して各組織が抱える課題、有効な解析手法等について議論を行っている。（7－(2)－③）

【携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保】<警察庁・総務省>

携帯電話のGPS機能を利用した位置情報の取得について、捜査の実効性確保の要請を踏まえ、総務省の研究会において検討を行い、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を行った。（7－(3)－①）